

## 議事日程第2号

平成23年12月12日（月曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～5番）

---

### 出席議員（12名）

|            |           |           |
|------------|-----------|-----------|
| 議長 谷口 鈴男   | 1番 高山 由行  | 2番 山口 政治  |
| 3番 安藤 雅子   | 5番 柳生 千明  | 6番 山田 儀雄  |
| 7番 加藤 保郎   | 8番 伊崎 公介  | 9番 植松 康祐  |
| 10番 大沢 まり子 | 11番 岡本 隆子 | 12番 佐谷 時繁 |

### 欠席議員（なし）

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|              |                |
|--------------|----------------|
| 町長 渡邊 公夫     | 副町長 竹内 正康      |
| 教育長 丹羽 一仁    | 総務部長 鍵谷 昌孝     |
| 民生部長 瀬瀬 久美   | 建設部長 松岡 学一     |
| 教育担当参事 安藤 信治 | 企画調整担当参事 三輪 康典 |
| 総務課長 田中 康文   | 企画課長 加藤 暢彦     |
| まちづくり課長 奥村 悟 | 税務課長 佐久間 英明    |
| 住民環境課長 寺本 公行 | 保険長寿課長 山田 徹    |
| 福祉課長 若尾 要司   | 農林課長 植松 和徳     |
| 上下水道課長 亀井 孝年 | 建設課長 伊左次 一郎    |
| 会計管理者 藤木 伸治  | 学校教育課長 田中 秀典   |
| 生涯学習課長 玉木 幸治 |                |

### 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|              |               |
|--------------|---------------|
| 議会事務局長 渡辺 謙二 | 議会事務局書記 渡辺 一直 |
|--------------|---------------|

### 開議の宣告

議長（谷口鈴男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく  
お願いをいたします。

なお、議会だよりなどに使用するため、議会事務局職員による写真撮影を許可いたします。

---

### 会議録署名議員の指名

議長（谷口鈴男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 柳生千明君、6番 山田儀雄君の2名を指名します。

---

### 一般質問

議長（谷口鈴男君）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受け付け順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも、簡潔・明瞭にされるようお願いいたします。

なお、本日の一般質問につきましては、各議員すべて一問一答でございますので、その方式  
で行いたいと思います。

1番 高山由行君。

1番（高山由行君）

おはようございます。

議長にお許しをいただきましたので、さきに通告しておきました3点について質問させていただきます。

トップバッターということで、また、まだ2回目の登壇で大変緊張してはおりますが、私の  
身近なこと、足元を見ての質問になります。御理解の上、御答弁の方をよろしく申し上げます。

質問の前に、9・20災害では、渡邊町長を初め、全職員、昼夜を問わず全力で御嵩町民の安  
心・安全のために働いていただけたこと、まずもってありがとうございました。

災害復旧等、これからいろいろ大変ではございますが、よろしく申し上げます。

それでは、質問の方を始めますが、今回は一問一答方式ということなので、よろしくお願ひします。

まず初めに、私の地元、送木にあります「送木ビオトープ」と城町南山台東の「金峰ふれあいの森」についてであります。

送木ビオトープについては、以前、先輩議員が一般質問したと記憶しておりますが、平成16年に完成して、当時ビオトープばやりということもありますが、県の補助事業として整備された施設だと認識しております。御嵩町都市計画マスタープランにも、失われつつある生態系を保存し、子供たちが自然を学ぶための機能とありますし、第4次総合計画後期基本計画の都市基盤の章にも、主要施策としてビオトープの管理と明記してあります。ただし、これは送木とは書いてありませんでしたけれども、いずれにしても、この送木ビオトープは蛍の名所でありまして、私自身も毎年6月の蛍の時期には2回ほど蛍鑑賞に行きますが、去年とことしの集中豪雨により、池の中が土砂の堆積でビオトープとしての機能が低下して、また喪失していると思われまふ。

渡邊町長も、御嵩町のまちづくりは里山を生かしたまちづくりにしていくと言っておられますし、子供たちが自然と触れ合う施設として、まだまだ活用してはなりません。協働のまちづくりの点においても、私たち城町自治会では、若者有志ではありますが、こんな近くに立派な施設があるんだから少しでも保全に努めようと、年1回ですが、3年前より蛍の時期の少し前に草刈りをボランティアで行っております。木さくの塗装も、子供たちと一緒に自然に害のない自然塗料で塗りました。そのときには蛍の先生を招いて、蛍についての勉強会を自然の大切さとともに学ぼうと開催しました。学校関係でも利用していただいていることとは思いますが、私たちの周りは山と川、田んぼに畑と自然に囲まれておりまして、ビオトープのような人工的な自然に親しむ施設というのは、今の状況を見ておりますと、年々忘れられるのかなあと、横を通るたびに思います。

ここでお聞きしますが、このビオトープの管理状況であります。木さく等の木製品の老朽化の点検はどのようにされているのか、これが1点目。2点目、ビオトープのすぐ横、南側の山側に深目の農業用水がありますが、子供たちがこのビオトープで遊んでいるときに危険ではないのか。3点目に、草刈り、維持管理はどれぐらいの回数が行われているのか。4点目に、土砂堆積により当初の池の形状がかなり変わってきているように思われまふ。土砂搬出等、整備の予定は考えておられるのか。5点目に、本来の目的である子供たちに自然を学ぶための場所として、これは学校教育の場ではありますが、最近の利用状況、今後の利用推進という点も踏まえてお伺ひします。

ちなみにビオトープの写真を撮ってきましたので、遠い方はちょっと見づらいかもしれん

すけど、これは、一番最初の御嵩町の写真にも多分出てきておると思いますが、西から東に向かって写真を撮ってある姿です。次に、これが今の現状の土砂堆積がある現状です。真ん中の池のところに、山側から土砂がかなり堆積しておる状況です。これは、やっぱり一番最初に県の補助事業としてつくってありますので、しっかりした木の看板が今現状立っております。

よろしく御答弁の方、お願いします。

次に、金峰ふれあいの森についてであります。これ「きんぼう」ではなくて、正式には「きんぼう」と言うそうです。上にある神社も「きんぼうじんじゃ」ということでもあります。

金峰ふれあいの森についてであります。こちらの方も管理状況などをお伺いしますが、こちらの公園施設については、平成7年に多目的保安林総合整備事業として、みたけの森の整備と同じく、これも県の補助事業として整備完成した四季を通じて森を散策できる森林公園であります。城町、若松町、南山台東の3自治会が山頂の金峰神社の氏子であり、権現山山頂にあるということで、3自治会の方で登山道の草刈り、軽微な道路の整備はしておりますが、森全体の管理は町所管となっておりますように聞いております。

この施設も、送木ビオトープ同様に手すりなどにふんだんに木材を使っておりまして、整備時に県産材使用の県からの指導があったように思いますが、整備後16年ぐらい経過いたしまして、ほとんどの木材施設は老朽化して、腐ってしまって、建設当初の手すりなどはほとんどないような状況であります。物見やぐら、木でつくってあるやつもありましたが、それも既に危険ですので取り壊してあります。金峰神社の頂上付近の手すりは、木のくいとトラロープで少しは格好よく再生していただいておりますが、問題なのは北側登り口付近にある、これも木材であります「あじさい橋」です。当初は、スパン17メートルのアーチの木製の立派な橋でしたけれども、今は腐ってしまい、大変危険であり、通行どめにしてあります。もともとが山の中腹に駐車場、トイレ、登山口を整備してありますので、北側の登り口を利用する人もあまりないですけれども、沢にアジサイが植えてあり、大変美しい場所になっております。先日、私が調査に行ったときも、南山の方が二、三人山を散策しておりました。2年連続の災害で、建設部局では大変なときだと思います。町財政も余裕もないかもしれませんが、今後、鉄の単管等で直してある仮手すりの整備、腐ってしまった通行どめになっているあじさい橋の撤去、撤去後どうするのか、森全体の再整備はあるのかをお伺いします。

以上、送木ビオトープと金峰ふれあいの森について明快な御答弁をよろしくお願いします。

金峰神社の方も、私、写真撮ってきてありますが、頂上の金峰神社のここが、奥が金峰神社で、ここが木の手すりがずうっと新品のときはありました。今は、私たち自治会もどうしようかなと思って悩んでいましたけれども、木のくいとトラロープで仮に直してあります。これが、あじさい橋の今の現状の姿です。この沢で橋がありまして、これ手すりなんだけど、手すりは

半分から取れて落ちてまして、朽ちて、今は通れない状況で通行どめにしてありますし、こちらは、西から散策してくる人のための橋なんで、西からはきちっと通行どめにはしてあります、今現状。こちらの方もやっぱり県の補助事業ということで、中腹の駐車場に大変立派な看板が今でもきちっと立っておりますので、ひとつ御答弁の方をよろしくお願いします。

**議長（谷口鈴男君）**

松岡建設部長。

**建設部長（松岡学一君）**

おはようございます。

それでは、高山議員の御質問にお答えいたします。

初めに、送木ビオトープの管理状況等についてでございます。

この送木地内のビオトープにつきましては、議員御指摘のとおり、平成16年度に河川改修事業にあわせて地域に生息する動植物の保護と環境学習を目的に、地域の皆様の御理解と御協力をいただきながら、自由に見学できる自然観賞活動の場として整備してきた施設でございます。整備してから7年が経過してきております。こういった中で、この施設についての管理について御質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

まず1番目の、木さく等の老朽点検がなされているか。

これにつきましては、目視点検ではございますが、建設課において道路パトロール時にあわせて定期的な確認を実施しております。施工後7年が経過する施設ですので、今後は専門家による木橋、それから木さくも含めて点検の検討をしなければならない時期に差しかかっていると考えております。

次に、横に流れる農業用水に危険はないのかということでございますが、山側に深さ60センチの深さと、それから幅60センチのコンクリート製のU字型の農業用水が布設されております。通常は、木製のふたにより転落の事故防止がなされております。この用水路につきましては、9・20の豪雨による流入土砂の撤去を送木地区の方がボランティアで実施していただきました。そのときに、ふたを撤去した状態でございます。送木の方には、大変感謝申し上げます。復旧につきましては、土砂の処分がまだできておりませんので、土砂の処分も含め、検討をしておるところでございます。

3番目に、草刈り等、維持管理はどのように行われているかということでございますが、以前は、職員による草刈り等を年に数度実施してまいりましたけれども、現在は町民の身近な道路、または河川の環境保全に関する意識の向上を目的としました御嵩ロードサポーターのうちの一つのサンサンクラブの皆さんに年3回の草刈りを実施していただいております。また、このほかにも高山議員さんたちのように、みずから環境保全のためのボランティア活動による草

刈りも実施していただいております。高山議員さんたちには、木さくにお子様を交え、自然に害のない自然塗料の塗布をしていただきましたこと、大変感謝申し上げます。また、町の職員による休日を利用したボランティア作業も年に1回程度は実施してまいりましたが、残念ながらことしにつきましては、8・23及び9・20の災害の復旧業務に追われておりまして、今のところまだ未実施となっております。

それから最後に、再整備の予定はないかということでございますが、これにつきましては、今のところ再整備の予定はございません。このために、いかに低コストで維持をするかということになりますが、現在はさきに述べたとおり、9・20豪雨により大量の土砂が流れ込んでおります。先ほど写真で見せていただきましてありがとうございます。ビオトープとしての機能が著しく低下しております。これでは、子供たちへの学習の場になりませんので、山側の用水路の復旧もあわせまして、この土砂撤去を当年度中に着手できるように検討を進めております。

それから次に、金峰ふれあいの森の管理状況でございます。

木製の手すりと木橋「あじさい橋」の撤去と、撤去後どうしていくのかという御質問でございます。

金峰ふれあいの森は、多目的保安林総合整備事業として、岐阜県において平成4年4月から2年がかりで整備がなされ、町有林金峰神社所有地など5.8ヘクタールの面積となっております。あずまややベンチ、駐車場などの整備、四季折々の花木17種、5,300本ほどが植栽されております。その後、平成7年5月25日に岐阜県から御嵩町に引き渡しを受けたものでございます。完成後16年が経過しており、先ほど議員から御指摘がございましたように、通路などに設置してございました木製の手すり等は老朽と腐食のために撤去しております。散策に危険と思われる箇所については、少し見ばえは悪いですが、鉄の単管、あるいは木くいとトラロープで現在簡易的な対策といたしております。この森は、四季を通じて散策できるように整備された森林公園でもありますので、安全に散策していただくために、危険箇所を優先的に手すりなどの整備をしていく予定でございます。

あじさい橋につきましては、この森のシンボリックな橋でもあります。木の橋であること、それから日光が当たりにくい場所であるために、残念ながら腐食が進んでおります。先ほども写真を見せていただきましたが、腐食により橋の手すりが落下しているために、手すりの半分ほどを撤去して、現在は応急的に通行どめとさせていただきます。今後は、撤去ということも頭をよぎりますけれども、まずは専門家に調査を依頼して、まず修繕が可能かどうか、可能であれば費用はどれほどかかるのかと、そういった調査を進めていきたいと考えております。これは、先ほど言いました撤去費用というのも頭に浮かびますけれども、それとの比較に

なってまいります。

この森の整備に関しては、平成4年11月に岐阜県と協定を交わしております。施設を除去、移設、改築などをする場合には、あらかじめ岐阜県の承認を得なければならないこととなっております。先ほど調査と申し上げましたが、そういった内容につきましてもこの協議に必要でございますので、調査等をきちっと進めていきたいと思っております。

それから最後に、森全体の再整備はあるのかということでございますが、今のところ再整備の予定はございません。このために、いかに低コストで維持管理をしていくかということになりますが、安全に散策していただくためには、やはり先ほど申しましたように、危険箇所については手すりの整備などを進めていくというふうに考えております。

以上で、送木ビオトープ、金峰ふれあいの森についての答弁とさせていただきます。

**議長（谷口鈴男君）**

教育長 丹羽一仁君。

**教育長（丹羽一仁君）**

おはようございます。

高山議員さん、子供の自然を学ぶための場所として機能させているかという御質問に対してお答えをしたいと思います。

理科教育を中心にして、児童・生徒が身近な自然に関心を持ち、みずから問題を見出して、見通しを持って観察・実験などを通して解決していく力、こういう力が大変期待をされているわけですし、自然環境や生命を尊重する態度を養うこともとても大切にされ、強く求められているわけであります。小・中学校とも、小学校には生活科があるわけですがけれども、生活科や理科、さらには総合的な学習の中の環境学習等を通して、今申し上げた内容の育成に努めています。

学習の場所になるわけですがけれども、これは一番多いのが理科室、教室があるわけですがけれども、それから小学校なんかでいきますと身近なところで校庭、それからちょっと離れまして近くの川、あるいは山というようなことになるわけですがけれども、山と川は、御嵩町の場合、山はみたけの森、それから川は可児川というようなことで多く利用され、議員御指摘の送木ビオトープについての近年の活用例は、私の調査の限りではないということでございます。

これには、理由というものがあるわけですがけれども、それぞれの学習には、こんなことを学ばせたいという目的、それからここまで学ばせたいという目標というようなものがあるわけですがけれども、その目的・目標に適合しているかどうかというようなことで、その場所というのが選ばれていくというふうに判断をしています。

例えば、理科でいいますと小学校6年生に生物と環境という単元がありますけれども、この

中身は生命の維持にかかわる水と空気の関係、それから生命同士、生き物同士が互いに食べ、食べられるというような関係にあるということ。あるいは、周りのいろんな環境に左右されながら、影響を受けて生活をしているということを学ぶと、そんなことを目的にしているわけです。それで、理科室での実験と近くの可児川で採集した資料等に基づいて、現在その学習は計画をされているということでございます。

それから、環境学習というようなことを例にしますと、これまた御嵩小学校でございますけれども、5年生で「大好き御嵩」という単元を設けて学習をさせております。亜炭廃坑や川を取り上げて学習をしているわけですが、川の学習では、川の汚れ方とその原因、そういう川に対して、自分たちはどういう対処の仕方、生き方をしているのかというようなことを学んでいるわけですが、これもやはり可児川が学習の場になっているということでございます。

私ごとで恐縮でございますが、私の近くでもあるわけですが、送木ビオトープは。それで、その横の道を通ることが多いわけですが、議員先ほどおっしゃいましたように、蛍の出るころに親子で鑑賞しておられる姿に時々出会いました。美しいなというようなことに心を打たれながら、「どうしてここに蛍が出るだろうかね」とか、あるいは「どうして蛍は光ることができるだろうかね」とか、「蛍が消えたりともったり、光がすることはどうしてだろうな」そんなことを感動をしながら、親子でささやいておられるのではないかなというようなことを思いながら通らせていただいております。自然に触れられる、あるいは家族で触れ合えると、いいところがあったなというようなことを思って、その生き物の空間のよさというものを感じたわけであります。

送木のビオトープは、先ほど申し上げましたように、学校の学習の場としては、今、活用はされていませんけれども、先ほど申し上げましたようなことも含めて、今後四季折々に、蛍やら、あるいはさまざまな生物と出会える、そんな場所になることをまた期待したいなということをおもっております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長（谷口鈴男君）

高山由行君。

1番（高山由行君）

大変苦しい御答弁の方、どうもありがとうございました。

森の整備については、みたけの森、南山公園、また金峰神社と、かなり広範囲で整備する部分がありますので、行政側としても大変苦勞をなされていると思いますけれども、引き続き整



備の方きちっとしてもらって、木さく等いつも点検してもらって、安心・安全のために、全然人がいないということじゃなしに、とりあえずホームページなどでも金峰の森もコマーシャルしておりますので、人は少ないですけれども来ます。やっぱり落ちる、危ないところもありますので、再点検の方お願いして、この質問は終わらせていただきます。

次の、2点目の質問に移りたいと思います。

可児川の堆積土のしゅんせつの件であります。

これも建設部局ではありますけれども、1級河川の可児川は県の所轄であり、県への要望は幾度となく出してあると聞いておりますが、去年、ことしの豪雨災害を目の当たりにしますと、可児川流域の町民といたしましても、素人考えではあります、目の前の川が堆積土でいっぱいという状況で、また来年の増水期を迎えることへの不安を強くしております。

建設部局でも、河川調査などはいつも行っておると思いますが、私も10月初めに可児川のふるさとの川親水公園から伏見の平貝戸橋まで、調査というほどではないにしても、自分の足で歩いて写真を35ヵ所ほど写してきております。これが10月初めの写真ですけれども、35枚のうちの3枚ぐらい、ちょっと土砂の多いところを写してきました。これは、木下のバイパスの下、頭首工の下ですね、木下の。ここら辺は、かなり頭首工の関係で堆積土が変化しまして、川の北側の半分にかかなりの量、多く堆積しております。これが古屋敷堰あたりの堆積土の状況です。これがまた、水が多くて大変でした顔戸橋の上あたり、そこら辺の堆積土の状況です。2年連続して130年に一度の集中豪雨が来たということで、もう130年に一度とは言うておられません。毎年、豪雨は年に1回や2回は来るというような考えのもと、私、生活しなければなりませんので、先日、ある長老と話をする機会がありましたけれども、災害のこと、可児川のことなどを話していましたら、その中で、山を整備しなければ川の土砂の堆積はとまらないという御老人がおられました。

山の設備につきましては勉強不足ではありますので、ここでは質問はございませんが、森林信託の話も今審議途中でありますし、水土里隊の整備のこともあります。500万人水トラストの山の整備の関係もございませうが、そこら辺も町当局としては一生懸命やっておられると思います。

しかし、堆積土は毎年の大雨で年々累積しておる状況でございます。ここで質問であります、9・20災害の後、可児川の被害調査に県のコンサルがたくさん入っておられたようです。御嵩町内の堆積土調査は行ってもらえたのでしょうか、その報告は受けましたのでしょうか、またしゅんせつの要望はそのときにしてもらえたのでしょうか。

御嵩町伏見野崎の可児川のしゅんせつ、この間通りましたらちようどやっておりましたので、私、そこら辺の可児川管轄、御嵩町管轄というあれがはっきりわからなかったもので、あつ、御

嵩町もとうとうしゅんせつをやり始めたのかなあと見ていましたけれども、それは可児市の管轄内のしゅんせつ状況ということで、御嵩町はこの後上へ上ってきてくれるのかなあと考えて通りましたけれども、御嵩町側のしゅんせつ工事は、工事施工の実施の展望はありますでしょうか。私も可児川流域の地元住民ということで、地元自治会の方にも可児川沿いの自治会の方には説明責任があります。明確な御答弁の方をひとつよろしくお願いします。

**議長（谷口鈴男君）**

建設部長 松岡学一君。

**建設部長（松岡学一君）**

それでは、高山議員の御質問にお答え申し上げます。

御質問は、可児川の堆積土のしゅんせつについてでございます。

昨年の7・15豪雨、それから今回の9・20豪雨では、近年経験したことのない甚大な被害が発生いたしました。御嵩町を東西に縦貫する可児川は、農業用水などの利水機能と同時に、支流河川からの排水機能をもあわせ持っております。豪雨時には、この排水機能が重要な位置づけとなってまいります。

河川の水位がハイウォーターライン、これは河川の護岸ブロックの天端でございますけれども、そのハイウォーターラインを水位が超えるか超えないか、これが河川管理の重要な一つの指標になってまいります。今回の豪雨では、河川水位がハイウォーターラインを超えた箇所が何ヵ所かございました。議員御指摘のとおり、堆積土砂のしゅんせつを急がねばならないと考えております。

御質問の御嵩町内の堆積土の調査は行ったのか。これにつきましては、痕跡調査という調査でございますが、これは先ほど申し上げましたブロック積みより上の部分、いわゆる余裕高と申しますが、のり面がございますが、そのところに水が流れますと、ごみとかわらとか、はっきり水位が出てまいります。そういった痕跡を調査するものでありますが、この調査を伏見の野崎地内から美佐野地内の先ほど申されました津橋川との合流点、あそこまでを行っております。この合流点より上流の次月につきましても、別の委託で河川断面調査で行っております。それから河川の断面調査、これはまさに堆積土の量を知る調査でございますが、これにつきましては、伏見地内から顔戸地内、ちょうど名鉄の陸橋がございますが、あの陸橋のところまで県が行っております。

それから2番目に、その調査についての報告があったのかということでございますが、調査結果により現在分析を含め、しゅんせつ工事計画と工事の早期着手について、県の方で至急検討しておるといった状況でございます。

次に、しゅんせつの要望はしてもらえたのかということでございますが、これにつきましては

は、9・20災害発生後、10月6日に御嵩町長が県知事に対して、災害について復旧作業の推進の要望活動をしております。そのうちの可児川につきましては十分な流下能力が確保できるように、しゅんせつを含めた改修について早期実施の要望をいたしております。

4番目の、御嵩町側のしゅんせつ工事の実施の展望はあるのかということですが、先ほとしゅんせつ工事計画と工事の早期着手について検討されておりますということを申し上げましたが、今年度に伏見の平貝戸橋付近から顔戸地内までについて工事が着手できるように至急検討を進めておいていただいております。年度内に発注というお話を聞いております。それより上流につきましても、引き続き河川断面の調査の実施と、それからあわせてしゅんせつの検討をしていただいております。今後も、県にはしゅんせつの早期実施の要望をまいりますけれども、先ほど議員のお話の中に、山を整備しなければ川の土砂の堆積はとめられないよということをお聞きになったと延べられております。可児川の堆積土のかなりの部分が支流河川からの流入土砂であります。支流河川の上流にある山林が十分な保水力を保ち、大雨による山肌が流出しないように、山林の間伐を行って、光を当て、下層植生の育成など、町として里山保全を進めていくことが、これからの河川の土砂の堆積を少なくしていく、一つの対策でもあると考えております。

以上で、可児川の堆積土のしゅんせつについて答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

**議長（谷口鈴男君）**

1番 高山由行君。

**1番（高山由行君）**

御答弁ありがとうございました。

県の所轄ということで、これ以上のたくさん質問はございませんが、顔戸あたりまでをとりあえず今年度中にやるということで、その上は強く要望してもらいまして、上流側の皆さんも安心・安全で暮らせるようにしていただけるように、町当局もこれからも骨を折ってもらって頑張っていってほしいと思います。これで2番目の質問を終わります。

最後の質問に移ります。

町長マニフェストの中の、常設型住民投票条例の設置についてであります。

私は、新人の議員として、渡邊町長のマニフェストについては勉強していくのが義務だと思っておりますので、政策として提案されるであろうこの選挙用のマニフェストを幾度となく見て、議論するときのために少しでも知識を得ようと持っておりますが、きょう持ってきておりますけれども、常設型住民投票条例の設置としまして、「小和沢産廃は解決しました。現在ある住民投票条例と入れかえます」とここに明記してあります。

政策議題としてテーブルの上に載せる前のこの時期に質問することはどうかとも思いましたが、先般11月22日の中公民館で行われました「水と命を守り15年」の講演会の中で、渡邊町長がこの常設型住民投票条例の設置のことについて触れられておりましたので、質問事項として取り上げました。この常設型住民投票条例の設置のことについては、私がここで説明するまでもなく、御嵩町の住民投票は産廃処分場建設の是非を問うもので、1997年6月22日に全国で初めて実施した産廃をめぐる住民投票だったと記憶しております。間違っていたら御指摘くださればありがたいですけれども、住民投票を条例を制定して実施したのは、御嵩町の前年、1996年新潟県巻町で原発の建設の是非を問うもので、御嵩町と少し違うところは、前年95年に自主管理投票を実施、同年12月、推進派の町長が辞職、96年1月に反対派の町長が当選して、そして住民投票の制定、住民投票実施という流れになっております。結果は原発反対が圧倒的多数を占め、2004年に東電が原子炉設置許可の取り下げということで、一応の決着がついておるようです。

住民投票は原子力発電所建設に伴う事例、産業廃棄物処理場建設に伴う事例、最近では平成の大合併のときの合併問題で数多く実施されております。件数としましては、350から400件近く住民投票されたということでありまして、常設型とされる住民投票条例を制定したのは2000年の愛知県高浜市だということですが、これは住民投票に値する大きな問題がないにもかかわらず、住民投票実施の予算1,000万円をあらかじめ計上してあるようです。産廃問題での初めての住民投票を実施した自治体ということで、御嵩町民といたしましても誇りに思っておりますし、大きな御嵩町の問題案件があったときの住民自治、住民参加という観点からも、大変重要な町長マニフェストであることには間違いありません。常設型の住民投票条例を策定するに当たっては、中身は投票の対象事項、発案権者、投票資格の範囲、投票の形式、成立要件、投票結果の取り扱い等々、いろんな問題を議論することになるかと思っております。

今回、私が伺いたいのは、この常設型住民投票の設置についての意義と、町長の考える問題点等ありましたら、基本的なことでもよろしいですので、この時期に言及してはいけないこともあろうかと思いますが、町長のお考えをお示しください。よろしく申し上げます。

**議長（谷口鈴男君）**

町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

おはようございます。

きょうからCATVで映像が流れるということでもありますので、早速、高山議員が映像に耐える一般質問をしておられます。大変いいことだと思いますので、行政側と答弁者側も必要であれば、そういうものを用意しながら答弁をしたいと思っております。

住民投票についての御質問でありました。いただきました通告書の中の文書からまた進化しておりますので、それにあわせながらお答えをしたいと思います。

まず、私の住民投票に関する基本的な考え方ということをおし上げておきたいと思います。

まず、民主主義の原理に多数決というものは、正しい答えを見つけるものではないというふうに思っております。正しい答えの選択ではなく、責任を負える覚悟のできる選択をする、これが答えになるのかなということを思っております。そういう意味では、選挙も多数決ではありませんけれど、投票はやはり総合的な判断によって、加点公式で投票されるのが有権者としては正しい選択になるのではないのかなということを思っております。

冒頭のあいさつの中で述べましたように、いわゆるシングルイシューというものが一番住民投票にはなじむのではないのかなと思っております。

選挙で我々が与えられる任期というのは4年ありますので、その4年の間にやはり新しい事案が起きることもあります。また、答えを出さなければいけない局面というものも必ずあります。そうした場合に議員の皆さんの判断、それだけでいいのか、行政側の判断も含めて、我々だけで、この議場の中でいいのかという判断はやはりしていくべきであろうと。そうしたときのよすがとしての住民投票というものは必要になってくるのではないのか。今後地方分権がより一層進みますと、非常に簡単ないい方をするんなら、自分のまちのことは自分たちで決めようという方向性というものが非常に多く見られるようになるのではないのかという感じを受けておりますので、今後、御嵩町としても、その住民投票については考えていく価値が大いにあるということを、ここ何年も考えておりました。4年前に町長になった当時も、それは答弁の中でも、いろんなところでも発言はしております。

御嵩町の住民投票というのは、いわゆる先ほど申されたように、小和沢に計画されました産業廃棄物処分場の是非を問うという、1回だけの使い切りの条例であります。平成9年1月に制定されまして6年実施されましたが、ここで二つ、私が住民投票が必要だと考える、また整合性があると考えた理由等々になるかと思っておりますので、あまり語られない二つの点について御説明を申し上げます。

まず、条例の設置の場合、ちょうど12月定例会でありましたけど、一番問題になったのは直接民主制と間接民主制、どこで整合させるかということでもあります。町長の立場というのは、直接民主制で1人が選ばれたというふうに解釈できますので、非常になじみやすいんでありますけれど、ここにおられる12人の議員さんも、多分実施されるような状況になれば悩まれることになるのではないのかなと思いますが、間接民主制で住民の代表で自分たちが決める立場にあるわけですので、そういう意味での悩みが現実を前にすると大きくなっていくのではないのかなということを思います。

そんな意味で、当時の議会の中で産廃問題についてはノーという立場をとっている議員が、12月定例会で既に反対決議をしております。これは、議員発議で行ったことであります。これによって、直接民主制、間接民主制の関係を何とか整合させようという思いを持って行ったことであります。つまり、議会としては、平成9年6月に行われました住民投票については、議会の議決の確認型の住民投票ということにさせていただいたということでもあります。もちろん、その際に反対決議をした者は、住民投票で仮に町民が賛成という意味を表明された場合には、清く議員をやめようというところの決意を持って臨んだことであります。こうしたことを決議することによって、我々としては悩みをそこで解消し、何とか住民投票条例の設置に向けて、年が明けて1月に取り組んだということになります。決して議会の権能を、役割を無視するものではないという住民投票にしなければならないと思います。

2点目について、これは当時の柳川町長がされたことでありますけれど、平成10年3月には、今ある住民投票条例の廃止案が出ました。この際にも大いに議論があったわけでありまして、つまりは、中には住民投票の結論には法的拘束力がないとおっしゃる方もお見えになりましたので、住民投票というのは、御嵩町の場合は条例制定という形で行っておりますので、いわゆる地方自治法に基づいた手続をとっております。条例を残すことによって、反対という意思もそのまま残していけるという考えのもと、逆の現象が起きましたけれど、当時の柳川町長に対して、柳川与党と目される議員たちがすべて廃止には反対したということによって、現在、住民投票条例は使い切りではありましたが残っております。

では、私が予定している、考えている住民投票とは何ぞやということになるわけですが、先ほどから申し上げますように、直接民主主義と間接民主主義との整合性、これを図った上での、図るための住民投票でなければならない。また議会との役割、権能も否定する、無視することはできない。先ほど高山議員がお触れになりました問題点ではありますが、そのとおりであります。

幾つか上げますと、具体的に請求者の割合、町民の有権者を何%にするかということもございますし、議会や町長部局の発議ということがありやなしやというのも議論しなければなりません。そして、投票者の年齢や国籍も議論すべき案件だと思います。住民投票が成立するの可否かという投票率の問題も制定しなければいけない。あとは、住民投票についてテーマとしてはふさわしいか否かということも大変問題になるかと思いますが、これに対しての、いわゆるネガティブリストをつくるのか、逆にポジティブリストにするのかなど、非常に多岐にわたりますので、十分な議論する時間が必要かと思っております。

住民投票というのは、失敗・成功ということをよく言われますが、住民投票には失敗も成功もないと思っております。実施できたか否か。大体失敗と言われることについては、ほぼ議会

のハードルが越えられない。条例の制定ということでもありますので、議会の過半数の賛成が得られないと住民投票はできないということになりますので、それで失敗とされる方はあるわけですが、これはできたかできなかったか、これだけに尽きると思います。少なくとも町民の請求に対して議会や町長の恣意的な判断が入り込まない住民投票をすることによって、住民の総意を図り把握することが、いわゆるセーフティーネットの役割も果たすのではないのかなというふうに思います。

「水と命を守り15年」と、あの際に質問を受けまして答えさせていただいておりますけれど、若干時間もありませんでしたので舌っ足らずになったわけでもありますけれど、少なくとも今申し上げたような問題点は数多くありますので、いわゆる本年度中、もしくは来年度前半ぐらいには、その素案を議会の皆さんにお示ししたいと。そこから、議案とする場合に十分議論をしていただいて、また町民にも加わっていただくなり、町民のレベルでの住民投票に対しての考え方、これもいろんなところで議論をしていただいて、完成度の高い条例案にした上で、この議場での議論に持っていきたいと、このように考えております。どちらにいたしましても、時間をかけ徹底的に議論をするということを前提としておりますけれど、基本的には常設型住民投票条例については設置をしたいというふうに思っておりますので、今後、十分な議論を、特に議会の皆さんにはしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上であります。

〔1番議員挙手〕

**議長（谷口鈴男君）**

1番 高山由行君。

**1番（高山由行君）**

ありがとうございました。

二、三再質問も考えてございましたが、町長、割と明快な御答弁をされましたので理解しまして、まず議員としましても一つ一つ、まず二元代表制の整合性の点から、初めての考えを私たちも一生懸命勉強して議論が深まるように、これから町長のマニフェスト全般に対しても勉強していきますので、議員としてやっていきますので、よろしく願いします。

以上、これで私の2回目の一般質問を終わります。

**議長（谷口鈴男君）**

これで高山由行君の一般質問を終わります。

続きまして、3番 安藤雅子さん。

**3番（安藤雅子君）**

おはようございます。

お許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

新人議員で初めての質問ですので、わかり切ったこともお伺いするかもしれませんが、よろしくお願いをいたします。

まず、防災についてお伺いをします。

10月に議員研修で3・11東日本大震災の被災地の一つである七ヶ浜町を訪れました。七ヶ浜町には、御嵩町からも4回にわたって職員と消防団がボランティアに行かれましたが、大変熱心にやっていただいていたことがたかったと、とても感謝をしておられました。私もうれしく誇りに思いながら帰ってまいりましたが、お疲れさまでした、ありがとうございましたと私からもお礼を申し上げます。

七ヶ浜町では、5年前から30年後は宮城地震が来ると、職員や町内各地区でボランティアに熱心な人を20人ぐらいピックアップをして、ボランティアコーディネーターの育成をしてみました。3・11の震災では、この方々が中心となつてのボランティア活動が盛んに行われておりました。

御嵩町も昨年に引き続き、ことしも激甚災害に指定されるような大きな被害を受けました。先ほど高山議員もおっしゃいましたが、130年に1度と言われるような災害が2年続けて行ったのです。そして、御嵩町には亜炭鉱の問題もあります。東海地震が30年の間に起こる確率は87%とも言われています。防災訓練や自主防災組織など、町もいろいろ取り組んでおられますが、想定外が起これ得るという想定のもと、形だけでなく、いざというとき迅速に対応できることが大切と考えます。御嵩町の災害ボランティアの現状と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、避難所に関してですが、ことしの9・20災害では、避難所に避難をされた方が多数ありました。可児川が今にもあふれそうで怖くて避難をしてきたけど、可児川は今どんなふうになっておるのかね、また多量の雨が降り続いたのが昼間だったため、町外の学校や勤めに出ている家族が通だめや危険箇所を避けて無事帰ってくるには、どのルートがあるんやろうねなど、心配をして質問をされる方も多くありました。災害対策本部と避難所をネットで結ぶなどして、避難してみえる方に情報を伝える必要があると感じました。

また、避難所間の情報の交換もできるとよいと思います。例えば、ぐあいの悪くなった方、疲れて体を休めたい方などに、保健師が駐在している避難所や畳の部屋にゆとりのある避難所情報を提供して移っていただくなど、避難所間の情報、人、物のやりとりはできないものでしょうか。こうした対策をとることは可能ですか。避難所の中には、疲れて横になりたくてもかたい床しかないところもありました。今まで、こんなに多くの方が避難してみえたことがないのでいたし方ないことではあつたと思うのですが、毛布など、物品の絶対数が不足しているよ



うに見受けました。

そこで提案ですが、予算さえつければ品物を購入することもできますが、町のお金を使わなくても町民の方々に呼びかけて不要の毛布や敷物、タオルケット、バスタオルやタオルなどなど提供していただいたらどうでしょう。自分の出したものが役に立っていればうれしく、また提供を呼びかけることで防災への意識が高まったり、PRにもなるのではないのでしょうか。

今回の避難では、職員の対応に対する不満の声も聞きました。避難していらっしゃる方は不安でいっぱいだと思うのです。メンタル面のケアが大切だと思うのですが、質問や要望に対する答え方も紋切り型ではなく一言添えてあれば、それだけで随分受け取り方も違うのではないのでしょうか。初めてでふなれであったことも大きな要因ではあると思いますが、避難者への対応の講習会などを考えていただいて、そういうものを受けていただければ随分変わるのではないかと考えます。

避難が長期また広域にわたるときは、職員のみでの対応にも限界があると思います。そこで、避難してみえる方の中から協力者をお願いして物を配ったり、情報の伝達などのお手伝いをさせていただいてはどうでしょう。また、民家が被害に遭った場合は自己責任でと言われていますが、家族だけではとても処理できないケースもあると思われます。被害に遭っていない地区からボランティアとして活動できるようなシステムをつくってはいかがでしょうか。困ってみえる方を助けてあげたい、自分でできることなら協力をしたいと思っても、どこに聞けばいいのか、どのようにしたらよいのか、方法のわからない町民も多くあると思います。災害時は、自助・共助・公助が大切ですが、高齢者や介護の必要な方がふえている昨今、特に共助の部分はとても重要になってきます。町民の方々の御厚意を生かす工夫をしていただけたらと思います。

御答弁よろしくお願ひいたします。

**議長（谷口鈴男君）**

民生部長 瀨瀬久美君。

**民生部長（瀨瀬久美君）**

それでは、安藤議員の質問にお答えをいたします。

質問は、御嵩町の災害ボランティアの現状と今後の取り組みについてであります。

災害ボランティアと行政のかかわりにつきましては、災害対策基本法第8条で、国及び地方公共団体の配慮事項として、ボランティアによる防災活動の環境の整備、その他国民の自発的な防災活動が促進されるよう配慮することとされております。この規定に基づき、当町では、御嵩町地域防災計画の中でボランティア活動の環境整備を掲げ、町の指導・支援により御嵩町社会福祉協議会にボランティアセンターを設置し、社会福祉協議会が災害時のボランティア活

動が円滑かつ効果的に行われるよう、ボランティアの発掘、登録、あつせんを行う、またその活動の中心となるボランティアコーディネーターの育成という役割も担うこととしております。

平成18年度に社会福祉協議会では、災害時にボランティアセンターを立ち上げ、スムーズな運営が図れるよう、災害ボランティアセンター設置運営マニュアルを策定しております。このマニュアルでは、災害ボランティアセンター設置は行政からの要請、または被災状況や自治体との連携において必要とされる場合に設置することとしております。幸い平成18年度から現在までに災害ボランティアセンターを設置すべき事態は生じておりませんが、設置時において、円滑に行政、自治会等の連携が図れるよう、事務局の職員が8月20日から27日の間の6日間、岩手県大槌町のボランティアセンター本部に研修派遣され、センター業務に携わって実際の業務を体験してきております。

次に、災害ボランティアの登録状況につきましては、個人ボランティア15人、団体1団体57人となっております。最近の活動状況につきましては、東日本大震災の支援物資の受け付け、仕分け作業に登録されている災害ボランティア会員や、向陽中学校の生徒さんなど、延べ58人が従事していただきました。また、登録ボランティアの方6人が被災地で直接ボランティア活動を行っている状況でございます。

今後の取り組みにつきましては、これまで御嵩町は震災、洪水、台風、がけ崩れ、地すべり等の自然災害が少ない地域でありましたが、御承知のとおり、昨年とことしの2年連続して豪雨による水害やがけ崩れ等が発生している状況であります。また地震につきましては、東海・南海・東南海の連動型地震が警鐘されている状況で、注目すべきは、先ほども議員からお話があったように、30年以内に巨大地震の発生する確率が東海地震で87%と言われております。この数字との比較で地震以外にも30年発生確率を見てもみますと、交通事故で死亡0.2%、交通事故で負傷24%、がんで死亡6.8%となっております。

以上のことから、巨大地震の発生率87%を考えたとき、今後の防災対策はより現実的な対応を求められる状況にあることを認識し、社会福祉協議会としまして具体的に次の4点、1. 平成18年度に策定した災害ボランティアセンター設置運営マニュアルが策定後5年を経過しようとしており、東日本大震災を受けての検証・見直しを行うとともに、県社協が中心となって岐阜県の統一的なボランティアセンター設置運営マニュアルを平成23年度末までに策定する予定となっており、これとの整合性を図る。2. 災害ボランティアの募集・登録を推進する。3. ボランティアコーディネーターの適正数の確保及び育成のための研修の実施。4. 社会福祉協議会は、町が毎年実施している防災訓練に参加し、町との連携を図るとともに、災害ボランティアセンターの開設・運営に向けての実効性を高めていく。以上が災害ボランティアに関する取り組みとしまして、社会福祉協議会と確認をしておるものでございます。

町としましては、極めて近い将来発生するだろうと警鐘されている災害に備え、社会福祉協議会とさらなる連携を図っていくことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

**議長（谷口鈴男君）**

総務部長 鍵谷昌孝君。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

それでは、安藤議員からの防災に関する質問の2点目である御嵩町の避難所に関する御質問についてお答えをしていきたいと思っております。

昨年の7・15、ことしは8・23、9・20と2年連続で過去に例がないほどの豪雨災害に見舞われ、町内各所で被害が発生したことを踏まえ、定例会初日の町長のあいさつにもありましたように、去る11月21日に9・20豪雨災害対応の反省会を実施したところであります。

この反省会において、今回、安藤議員から御質問の趣旨である避難所の開設についても、問題点の洗い出しと今後の対応を協議しております。今回の9・20豪雨災害では、町内33の自治会の2,328世帯、6,506人を対象に避難勧告を行い、実際に町が設置した12の避難所や自治会の集会所を避難所として避難された方は、町が把握している分で351人でありました。

まず、避難所の情報提供という点で反省と今後の対応としましては、現在、避難勧告をまず最初に行っておりますが、高齢者、障害者などの災害弱者への配慮という視点から、避難勧告の前に避難準備情報など早目に発表し、避難準備を促していきたいと考えております。

また、御指摘の避難所での情報収集という点では、今回、不十分であったと反省会でも出されておりますので、今後は現在、防災行政情報無線主体で行っておる対策本部からの情報提供を防災行政無線のほか、ケーブルテレビのL字緊急情報、町ホームページの緊急情報、防犯・防災メールや、来年4月に放送を開始する予定のFM局など、情報提供の手段をフルに活用して、また提供する情報も、例えば30分間隔など低間隔で発信し、聞く側が情報収集をしやすいように最新情報を発信していきたいと考えております。また発信する場合には、先ほど職員の情報提供が紋切り型であったという御指摘もありましたので、わかりやすく伝えていくように今後研修をしてまいりたいと思っております。

なお、4地区公民館、B&G海洋センター、町内小・中学校については、ケーブルテレビ放送の受信ができますので、避難所として開設した場合には、緊急情報を常時流したり、自治会の集会所を避難所として利用する自治会においては、今後予算も伴いますので、順次ではありますが防災行政受信機を無償貸与していく中で、防災情報の提供をしていきたいと考えております。

ことし4月、この可児・加茂エリアにも新たなFM局が誕生しますが、昨年の7・15豪雨において、名古屋方面から41号を通過して車で帰宅される方に、犬山にあるコミュニティーFM局

の災害情報が大変役に立ったと聞いております。カーラジオや懐中電灯にラジオ機能がついた防災携帯グッズもあり、FM放送での情報は、どこに避難されていても受信できる手軽な情報収集の手段であります。来年に開局するFM局には、御嵩町も出資をいたします。避難時こそ、災害時こそ、一番有効な使い道だと思いますので、避難時には、どこに避難されるにいたしましても、まずFMラジオや防災行政無線も乾電池を入れて持って出る習慣をつけていただくことも、これからは有効な情報収集の手段だと思っております。

災害対策本部と各避難所間のネット交信は、町の出先機関であれば、本庁舎とインターネットでつながっておりますので、現在でも通信は可能です。今後、災害時の情報伝達手段として、また避難所間の交信活用にも活用していきたいと考えております。

また、避難者に対する健康面でのケアのため、今年の7・15豪雨、ことしの9・20豪雨時には、各避難所を保健師が巡回して避難者の健康チェックを行いました。今後も充実させ、継続していきたいと思っております。

二つ目の質問である、不要のタオルケット等を事前に町民から提供していただいたらどうかという御提案についてお答えをします。

現在、毛布約300枚を備蓄しておりますが、今回9・20豪雨災害では、160枚を使用しました。当然、使用すればクリーニング代、真空パック代など経費もかかってきます。また、毛布等かさばる物資を備蓄するには、新たな保管場所も検討していかなければなりません。したがって、本庁の地域防災計画には、避難時の留意事項といたしまして、自助の観点から、避難時に各自が自宅から衣類・毛布などや二、三食分の食料も持参していただくようになっております。こうした避難に当たっての留意事項も、今後積極的に周知・啓発してまいりたいと思っております。

三つ目の、災害時のリーダーに関する御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、長期・広域の災害時には、行政からの救援活動に限界がありますので、地域住民みずからが自助・共助の意識を持って助け合って行動していただくことが重要であると以前も申し上げたところでございます。町長の定例会冒頭のあいさつにもありましたように、現在、町として自主防災組織の充実を推進しているところであります。共助の力を今以上に発揮していただくために、今後、地域で数十名の地域防災リーダーの育成を積極的に行い、地域の指導者として、町長が長期間の任期で任命するような制度をつくっていききたいと考えております。

また、議員研修で視察された七ヶ浜町では、町議会議員の皆さんが災害発生後、迅速に各地区の避難状況を確認され、被災住民と行政のパイプ役としてボランティアの役割を果たされたようであります。御嵩町議会議員の皆様も、こうした役割をぜひ本町の今後の災害時に携わっ

ていただけたらと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で、質問の回答とさせていただきます。

[3番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

3番 安藤雅子さん。

3番（安藤雅子君）

ありがとうございました。

町民にとりましては、どこが担当しているかということとは関係ないんですね。被災して避難しているときでも、ほかのときでもですが、役場というのは担当課、担当課ごとで、どこが担当しているかなんていうことは、町民はあまり感じていないで役場全体としてとらえるものですから、今もお聞きしたらいろんな取り組みを計画していただいているということで、ぜひ協力体制をとりながら進めていっていただきたいなと思います。

そして、最後の方に議員が七ヶ浜町でも、とても町民と行政の間に立って働きをして、それがスムーズな活動につながっていたという、私たちもそれをお伺いしてきております。今、鍵谷部長からもお話がありましたが、ぜひ私たち議員もそのように働いていけるように頑張っていきたいと思っております。

では、次の質問をさせていただきます。

先日、御嵩小学校が全国の小学校で1校しかいただけないという文部科学大臣賞を受賞されました。上之郷小学校も小規模校県1位、伏見小学校も努力賞をことし受賞されました。御嵩小は、歯の健康に取り組んで20年近くになります。このごろでは、小・中連携の動きの中で、中学校でも歯の健康に取り組むところが出てきています。町民の中にも、「命の入り口、心の出口」のテーマのもと、口腔ケアに取り組んで講演会の企画までしていらっしゃる方もあります。せっかく正しいブラッシングで健康な歯をつくっても、小学校の間の取り組みだけで終わらせてしまうのはとても残念です。口腔ケアは、元気で長生きにもつながります。今、御嵩町は介護予防、転倒予防、ぼけ防止など、予防医学に力を入れてみえますが、その中の一つに口腔ケアも取り入れてはどうでしょう。

小学校での取り組みは、親子での取り組みになっていて、子供だけでなく、大人の中にも歯の健康に関する下地のできている人が多くあるということ、また町内の歯科の先生方がとても熱心に取り組んでくださっていること、8020運動でも頑張っている取り組みをしてみえるように伺っております。このように、御嵩町には好条件がそろっています。これらの好条件を生かすという観点からも、町全体として歯の運動に取り組むことはできませんか。町長もあいさつの中で、歯磨き活動を町民全員が取り組む活動に発展させられればいいなということを書いて

みえましたが、ぜひ実現できるようにお願いいたします。

御答弁よろしくお願いいたします。

**議長（谷口鈴男君）**

民生部長 瀨瀬久美君。

**民生部長（瀨瀬久美君）**

それでは、安藤議員の質問にお答えをいたします。

質問は、歯の健康についてであります。

本定例会の開催に当たりまして、町長があいさつの中でも触れましたように、基本的な生活習慣の形成や心の健康など、確かな健康観の育成につながる歯・口の健康づくりの取り組みを推進し、全国的に範となる成果を上げた学校を表彰する第50回全日本学校歯科保健優良校表彰において、御嵩小が最高賞である文部科学大臣賞に輝きました。同様に、伏見小学校が県の学校歯科保健優良校表彰の中規模の部で努力賞、さらに小規模校の部で上之郷小学校が県1位という栄誉に輝いております。これは、校長を初めとした教職員の努力、学校歯科医師の先生方や歯科衛生士の地道な努力にこたえてきた児童の努力と保護者の理解など、長年にわたる伝統としての活動が実を結んだものと喜んでいるところであります。

まず、町の口腔保健衛生の取り組み状況につきまして、世代ごとに説明をさせていただきます。

保健予防として、歯科健診について実施しておりますのは、10ヵ月児相談、1歳6ヵ月児健診、2歳歯科健診、3歳児健診において、乳歯の生え方とその管理について個別に指導を行っているところであります。これは、健康を維持する基本となる口腔ケアの推進と、自分の歯を大切に健康的な生活習慣を身につけることを目的としております。

保育園につきましては、現在、学校での長年の取り組みの流れの中で、歯科医師の方から平成18年度に小学校での口腔保健衛生の取り組みの基礎となるのは保育園での取り組みである。ぜひ、保育園での歯磨きと弗化物での先行を定着させてみてはどうかとの進言をいただき、現在まで歯科医師の指導のもと、町内全保育園で実施をしております。小学校での取り組みが保育園へ波及し、口腔保健衛生の観点での取り組みが幅広い年代での継続的な取り組みとなった事例と言えます。小学校では、冒頭のとおり3校すべてが取り組んでおられます。

中学校につきましては、町内3校のうち、上之郷中学校が既に取り組んでおられ、他の2校につきましては、現在検討中ということでございます。

成人を対象とするものにつきましては、成人保健事業として歯周病健診を実施しており、対象年齢は40歳から5歳刻みの70歳までであります。高齢者につきましては、介護予防事業の一つとして、高齢者の口腔機能の向上と栄養改善を目標に、おいしくかみかみ教室を実施してお

ります。また、80歳になっても20本以上の自分の歯を保とうという8020運動を展開しております。また、平成23年度表彰対象者は41人であります。

町長が定例会あいさつで歯の取り組みの方向性を示しておられますので、私からは具体的に説明をさせていただきます。

1. 歯の健康につきましては、体の全身に影響するもので、予防医学の観点からも重要と認識しております。したがって、これまでの乳児から高齢者までの取り組みをさらに充実していくとともに、広報などでその重要性を周知してまいりたいと考えております。

2. 来年度は、隔年で開催をしております「いきいき健康まつり」の開催の年でございます。その中で、既にこれまで可児歯科医師会の先生方の協力をいただきながら実施しております歯科健診、歯科相談、歯科衛生士によるブラッシング指導や弗素塗布などに加えまして、日ごろの口腔ケアに対する啓発も充実したいと考えております。また、文部科学大臣賞を受賞されました御嵩小学校の取り組みの発表を行っていただきたく、教育委員会を通してお伺いをしましたところ、学校長から御理解ある積極的な回答をいただいております。この発表を通し、親子で歯の健康の重要性を考えると同時に、町民の方にも考えていただく機会にしたいというふうに思っております。

3. 荣誉ある賞を町内小学校で受賞されるような活動が展開をされているものの、教育形態の変化や学校での実施時間の問題等、小学生が中学校へ進学すると歯磨き活動が中断してしまうという実態がございます。町の健康増進計画の中で、歯科衛生士によるブラッシング等の指導を全中学校へ広げていこうという計画も持っております。基本は、いかに歯磨き習慣を身につけ実践できるかということに尽きるかと言えます。保育園から小学校へ、小学校から中学校へ、さらに中学校から高等学校へと継続していくためにも、まず全中学校で取り組みの実践を願うものであり、実践に当たりましては、保健センターとの連携も図っていきたいと考えております。

4. 今後、関係機関や専門家の意見も聞きながら、例えば専門家の話を聞く機会を設けるなど、歯の健康の取り組みをさらに充実させていくことや、保健予防の観点からサポートを必要とする一般の活動等につきましても責務を果たしていきたいと考えております。

いずれにしましても、御質問の趣旨は十分に理解をしております。御嵩小学校の表彰も歯の健康づくりの取り組みの延長線上の出来事としてとらえ、さらなる健康づくりにつなげていきたいと考えていることを申し上げ、答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長（谷口鈴男君）

3番 安藤雅子さん。

### 3 番（安藤雅子君）

御答弁ありがとうございました。

中学校での歯の取り組みについてもサポートしていきたいというお話を伺って、とてもうれしく思っております。私、ついことしの春まで教育委員をやっておりましたので、学校の状況などもよくわかっておりますし、中学生が忙しいのもよくわかっておりますが、やはりお年を召した方の状況などを見ている、歯の健康というのは全部の体につながるものですので、ぜひそういう継続、小さいところからの継続が図れて、御嵩町の人みんな歯が健康で、体も全部健康な人が多いと言われるようなまちづくりができていったらうれしいなと思います。今後より一層の努力をよろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

### 議長（谷口鈴男君）

これで安藤雅子さんの一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。なお、再開予定時刻は10時45分としたいと思います。

午前10時29分 休憩

---

午前10時45分 再開

### 議長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

10番 大沢まり子さん。

### 10 番（大沢まり子君）

それでは、議長にお許しをいただきましたので、3点にわたり質問させていただきます。

初めて一問一答という形で質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、女性の視点からの防災対策についてお伺いをいたします。

東日本大震災から9ヵ月がたちました。被災地では、本格的な復旧・復興が急がれる一方、全国各地では、今回の震災の教訓を踏まえ、既存の防災対策を見直す動きが活発化しております。そうした中、女性の目線で既存の防災対策を見直すとともに、新たな対策を検討するために、我が党は8月18日、松あきら副代表を座長とする女性防災会議を立ち上げました。我が国の防災対策の根幹をなす防災基本計画には、2005年に女性の参画、男女双方の視点が初めて盛り込まれ、2008年には、政策決定過程における女性の参加が明記されております。

しかし、今回の東日本大震災でも、例えば着がえる場所がない、授乳スペースがないなどの声を耳にしました。また、女性衛生品や化粧品、乳児のおむつなどの支援物資の不足も目立ち、



災害時における女性の視点の大切さが改めて浮き彫りになりました。

先ほど安藤議員が避難所の体制についての御質問をされましたので、できるだけ重ならないようにお尋ねをいたします。

女性の視点は、生活者の視点とも言えます。女性は、ふだんから地域に人脈を築き、地域のことをよく知っております。介護や子育てといった具体的な経験を通して、子供や高齢者、生活者の視点を持っています。こうした女性たちが災害時の担い手として、その力を発揮できるような仕組みが必要だと考えます。

そこで第1弾としまして、この10月の1ヵ月間、被災3県を除く全国の我が女性議員全員が、女性の視点からの防災行政総点検を実施いたしました。御嵩町におきましても、田中総務課長から回答をいただき、党本部に提出をいたしました。参考までに質問項目と、その結果の一部を申し上げますと、一つに、防災会議の委員に女性は登用されていますか。はいの場合は、全体の防災会議委員に対する女性委員の割合はどの質問に、「はい」が54%、「いいえ」は44%。登用されても女性委員の割合は、10%未満が68%、3割を超したところは、わずかに0.2%という結果であります。御嵩町は「いいえ」というお答えでした。

地域防災計画を作成する際に、女性からの意見を反映させましたかという質問には、反映させていないところが55%でありました。また3番目に、防災担当職員に女性はいますか。いる場合の女性の担当部局全体から見た場合の割合は、御嵩町を含め「いない」と答えたところが51%。4番目に、防災担当部局と男女共同参画部局との連携はありますか。御嵩町は「特にない」というお答えでした。5番目に、市町村が条例に基づき設置している消防団に女性はいますか。全体の64%が「はい」と答えていました。また6番目、計画されている避難所の整備・運営に女性の視点や子育てニーズは反映していますかという問いには、「はい」が51%、「いいえ」が47%。7番目、災害用備蓄物資に女性や乳児、高齢者、障害者など、さまざまなニーズが踏まえられていますか。踏まえて実施している自治体は3割弱の状況でした。8番目、地域住民を対象とした地域の防災力を強化するための事業が実施されていますか。これには、自主防災組織の設立、育成補助事業、防災講習会、災害時要援護者把握事業など、これらも御嵩町は実施していただいております。9番目に、小・中学校における防災教育・避難訓練の取り組み事例がありますかという問いには、避難訓練・防災教育はほぼ実施されておりましたが、地域住民・PTA参加型避難訓練は、実施をしているところは少数でありました。このような防災総点検の結果を見ますと、女性の視点を欠いた実態が浮き彫りとなりました。

そこで、お尋ねをいたします。

女性の意見をふだんから防災対策にしっかり反映できるようにするべきではないかと考え、1点目に、防災会議への女性委員の積極的な登用についての見解をお伺いいたします。一例で

ありますが、大阪市は条例改正を行い、各号に掲げるもののほか、市長が防災上必要と認めるものという文を追加し、女性の登用を後押ししております。また、岡山市防災会議の委員は、49名中19名が女性、有識者、婦人会、民生委員児童委員協議会、また日赤奉仕団、ボランティア協議会などの女性の代表が参加されております。

2点目に、地域防災計画に女性の意見を取り入れる取り組みを実施していただけないでしょうか、見解をお伺いいたします。

次、3点目に女性消防団がいる自治体は全体の64%に上っていましたが、御嵩町には女性防火クラブがあります。今後、今のままの体制でいかれるのかをお伺いいたします。

また4点目に、地域と連携した避難訓練という意味から、避難所運営訓練、通称HUGといいますが、これを取り入れ、町全体の防災訓練の実施を求めるものです。このHUGについて少し説明をさせていただきます。HUGとは、避難所のH、運営のU、体験型訓練ゲームという意味のGの通称でございます。基本的な流れは、季節や天候などの条件を想定した上で、避難所に見立てた学校の体育館や教室の平面図を用意し、避難者の性別や年齢などの情報が書かれた避難者カードを避難者の状況に応じて、平面図の適切な場所に配置。この中で、救援物資が届くなどの事態に対応するものです。救援物資の管理、仮設トイレの設置場所の決定などを素早く行わなければなりません。起こると予想される事態のカードを読み上げ、対応を考える。実際の避難場所に近い状況を体験できるものです。参加者は、避難所を運営する立場を経験すれば、自分が避難者になったときの心構えもできると感想を述べていました。だれでも避難所の運営にかかわれるよう、このHUGを体験しておくべきと考えます。担当部局の見解をお伺いいたします。

5点目に、東日本大震災で「釜石の奇跡」と言われています日ごろからの防災教育の重要性は、重々御承知のことと思います。御嵩町においても、防災教育の充実をどのように図られるかお伺いいたします。一例ですが、宮崎市では、12年度には市内小・中学校に防災主任、仮称であります。防災主任を配置し、防災教育手引書を作成する方針が決まったそうであります。防災時の安全確保と役割の明確化を図ることが検討されております。当町の教育委員会では、今後の方針、改善などを検討されてみえますでしょうか。防災担当職員の配置についても見解をお伺いいたします。よろしくお願いたします。

**議長（谷口鈴男君）**

総務部長 鍵谷昌孝君。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

それでは、大沢議員の女性の視点からの防災対策について、まず個別項目の第1点目の防災会議への女性委員の積極登用を求めるという御質問に対してお答えをしたいと思います。

本町では災害対策基本法に基づき、地域防災の万全を期するため、御嵩町防災会議条例を設置しております。防災会議の重要な事務の一つは、御嵩町における防災に関する基本方針及び地域防災計画を作成し、その実施・推進を図ることです。この防災会議の委員は、本条例の第3条第5項に掲げる職にある者の充て職となっており、現在は議員総数が18名で、うち女性委員は1名、これは日赤の代表ということですが、1名であります。

阪神・淡路大震災を契機として、自助・共助による防災・減災の取り組みが推進され始め、本町におきましても自主防災組織の組織化を推進してきたところでございます。未曾有の被害をもたらした東日本大震災においても、救助活動や避難所運営など共助活動の重要性が再認識され、特に避難所運営や避難者の心のケアなど地域における女性の力、活躍が大変大きかったのではないかと、避難地支援活動に参加し、実感しております。

今後は、自主防災組織内での女性のかかわりや、防災訓練における企画から実施に至るまで、女性の積極的な参加を推奨していくことが減災につながるものと考えております。

防災会議における女性委員の登用、増員につきましては、防災の基本計画である御嵩町地域防災計画を、24年度から2カ年で修正する計画を進めているところでありますが、条例第3条の運用を拡大し、女性委員の増員も今後図っていきたいと考えております。

次に、第2点目の地域防災計画に女性の意見を反映させる取り組みを求めるという御質問にお答えいたします。

第1点目の質問でも触れましたが、現在、御嵩町の地域防災計画の修正を来年から2カ年で進めているところであります。また、市町村の地域防災計画の修正は、中央防災会議が策定した防災基本計画、県の地域防災計画に沿って見直しをすることになりますが、岐阜県では東日本大震災を受け、独自に震災対策検討委員会を立ち上げ、11月にこの委員会の提言をもとに、現行の地域防災計画の一部を修正してまいりました。この中には、ボランティア活動に参加しやすい環境づくり、避難所運営の体制整備など、女性の立場から提言をいただくことも盛り込まれておりますし、女性の防災意識のさらなる高揚が家庭における防災力、自助力、地域コミュニティの活性化、共助に直結すると思っておりますので、こうした国・県の防災計画の修正を踏まえ、今回の御嵩町地域防災計画、及びそれに伴う個別の政策事業や計画を策定する中で、女性の参加機会をふやし、女性の意見を積極的に反映させてまいりたいと考えております。

第3点目に、女性消防団員の登用についてという御質問にお答えをいたします。

現在の御嵩町消防団の定数は160名ですが、就業形態の多様化、若者の町外への流出、地域社会への参加意識の希薄化などの理由により、火事や災害などの有事の際の消防団員の出勤人員は年々減少してきております。

こうしたことから、町では平成21年4月から御嵩町災害支援団員制度を創設し、退団した消

防団員に支援団員についていただいて、消防団員の減少を補っているところであります。こうした機能別団員の導入は、消防団員不足を補う一つの手法として全国の自治体が導入し、または導入を検討しており、女性消防団員もその一つとして組織化する自治体も増加しております。全国的な統計調査によると、女性消防分団、あるいは班を組織する自治体が11%、特に人口10万人以上から政令指定都市といった大きな自治体での組織率が高いといった数字が示されております。岐阜県においては、平成20年のデータではありますが、46の消防団中17の市町村が女性団員を任命しており、主に火災予防の啓発活動や消防音楽隊として活躍されているようです。

本町では、先ほどもありましたように婦人の会で組織する婦人防火クラブがあり、現在20名の方が消防署職員とともに火災予防啓発活動などに当たっていただいておりますが、消防団員の負担軽減の視点からも、火災予防週間の広報活動や平時における火災予防、災害時における後方支援として、今後は女性消防団員の確保に向けた取り組みも検討していきたいと考えております。

また、本町では平成22年3月に策定した第2次男女共同参画プランで、同時に地域防災への女性の参画推進を掲げておりますので、制度をつくるだけでなく、同時に男女共同参画社会の実現に向けた女性の意識啓発も同時に積極的に進めてまいりたいと考えております。

また、女性消防団員の確保・制度化に当たっては、任命権者となる消防団長を初め、消防団本部役員会において十分詰めた上で執行していく必要もありますので、よろしくお願いをいたします。

第4点目の、避難所運営訓練HUGを取り入れ、地域と連携した防災訓練の実施を求めるという御質問にお答えをいたします。

このHUGというのは、先ほども御説明がありましたけれども、平成20年に静岡県が開発したものであるということです。現在、そのために静岡県内の市町村で実施する動きが加速されておるようでございます。訓練の主体は、県・市町などの行政機関や教育委員会のほか、ボランティア団体、自主防災組織、PTAや学校、日赤などさまざまであり、こういった団体も増加傾向にあるようでございます。

現在、御嵩町では避難所運営訓練HUGという明確な位置づけではありませんが、ことし4月には、昨年の豪雨災害、3月の東日本大震災の甚大な被害状況を踏まえ、4地区の正・副自治会長、御嵩町消防団役員、御嵩町安全協議会、可児警察署、可茂消防署と町の行政の合同防災会議を開催し、複合型東海地震の発生を想定して、避難所運営などの被害対応について検討会を開催しております。

また、5月下旬から現在まで町内の27自治会におきまして、土砂災害特別警戒区域災害ハザ

ードマップづくりのワークショップを開催し、実際の被害を想定して、危険箇所の把握、避難所への安全な避難経路の選定など、地域住民が共同作業でマップづくりを行っています。

本町では、HUGの有効性は十分認識しておりますが、町が実施主体として行う場合には、まず地域防災のリーダーや避難者支援の中心的役割を担うボランティアコーディネーターの育成を最優先で行い、こうした災害時に実際にリーダーとしての役割ができる方を中心としてHUGを実施していきたいと考えております。行政が主体で実施するとなると、今言いましたようなことですが、実際のHUGは自主防災組織、PTAなど、地域住民団体が災害時の意識啓発の意味も含めて行っておるケースもありますので、実際どのような形態でHUGが行われているのか、今後視察も検討していきたいと思っております。

以上で、御質問に対する答弁とさせていただきます。

**議長（谷口鈴男君）**

教育長 丹羽一仁君。

**教育長（丹羽一仁君）**

大沢議員の御質問は2点になっているかなということを思っております。

まず、議員御質問の防災教育の充実についてお答えを申し上げたいと思います。

現在、各小・中学校では、子供が自分自身の命、あるいは安全を守るということを目的にしまして、各種の学習、あるいは訓練を実施しています。交通事故防止のための交通安全教室、不審者から身を守るための不審者対応訓練、連れ去り防止訓練等を含みながら、火災や地震から身を守るための避難訓練等、いろいろなものを実施しているということでございます。特に、この避難訓練につきましては、年間3回以上の学校もあるということでございます。実施方法につきましては、期日を予告せずに休み時間に実施をしたり、あるいは緊急地震速報を活用して毎月実施をしたりして、自己判断が的確にできる力が身につくようにということで、今、工夫をしてきておるところでございます。実際に行っておるわけでありまして。

今後、起きる可能性が多いなというふうに今思っているものが、豪雨から身を守る学習でございます。この点につきましては、今回の件も含めて各学校で学習の機会は持ってきておりますけれども、まだまだ十分とは言えないなあとということで、一層の充実の必要性を現在感じているところでございます。

2点目です。小・中学校へ防災担当職員の配置をしたらどうかということでございますけれども、各小・中学校では、教頭がこの任に当たっております、防災教育と、それから安全管理の充実・徹底に努めているところであります。

つい先日の12月の教頭会では、各学校の防災計画、名称は危機管理マニュアル、あるいは学校安全に関する対策マニュアルというような名前になっているところもあるわけですが、

防災計画を持ち寄りまして交流がされました。対象とする防災の範囲、あるいは教育と訓練のあり方、組織をどう持っていったらいいかなというようなことについて、互いに学び合うよい機会であったなあと思っています。

また、1月の同じ教頭会では、避難所が設置されたときの学校の対応のあり方について検討する予定になっております。来年度以降も、こうした交流や研修が着実に、この教頭会を中心にして進められるように期待をしていきたいと思っています。

また、各学校では健康安全指導部、あるいは生活指導部等、名称はそれぞれ違っているわけですが、そういった名前のもとに職員による指導部会を設置しまして、防災に対する学習や訓練のあり方についても、学校でつくっています防災計画をもとにしながら、具体的な内容や方法の検討をし、全教職員が一緒になって実施をしているというふうに申し上げておきたいと思っています。

このように、各学校では防災担当の教頭、それから関係の指導部会が中心になって、全職員が共通理解を図りながら児童・生徒の防災教育と安全管理に努めていますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上で、答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

**議長（谷口鈴男君）**

10番 大沢まり子さん。

**10番（大沢まり子君）**

ありがとうございました。

先ほどの鍵谷部長の御答弁の中で、現在、防災会議の方、18名中1名が女性ということで、日赤の代表の方ということになっております。国が定めております政策方針決定過程への女性の参画については、2020年までに30%という目標が立てられておりますので、そういった方向に進めていただけるように、また御嵩町は本当に活躍していらっしゃる女性の方が大勢見えます。そしてまた、若い方もたくさん見えますので、こちらからお声かけをすれば、どんどんそういったところに新しい方も参加していただけるのではないかと思いますので、何かにつきましても、ほかの審議会につきましても、女性を3割登用する方向で進めていっていただきたいと思っております。

それから、先ほどボランティアのコーディネーターを中心にHUGのような、図上演習のような訓練も進めていきたいとおっしゃいましたけれども、上に立つ人から訓練するというのも一つの方法かと思えますけれども、町全体を巻き込んでいただいて、そういった訓練とか、講習・実習する中でコーディネーターという方が浮き彫りになってくるのではないかとともに思いま

すので、すそ野を広げていくような方策でやっていただけたらなあと感じております。

既に、先ほどおっしゃいましたように静岡県が発祥でありまして、この訓練は1万人以上の方が講習を受けておられるということで、どんどん今、すそ野がそういった意味でも広がっておりますので、ぜひとも少しでも早いうちに御嵩町でもこういった演習、図上訓練をしていたくように求めておきたいと思います。

それから、教育長さんのお答えは大変ありがとうございました。本当に横の連携もとれて、また教頭先生を中心に防災教育、または訓練等をなされているということでもありますので、本当に皆様の命を守るということを基本に、これからも皆さんが連携をとっていただけて進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。1番目の質問は終わらせていただきます。

次に、2点目の質問に入ります。

高齢者の肺炎球菌ワクチンへの公費助成を求めることについてお伺いいたします。

肺炎は、日本人の死因の第4位で、年間12万人が死亡しております。肺炎による死亡者の年齢別割合を見ますと、95%が65歳以上の高齢者というデータがございます。肺炎で一番多い病原菌は肺炎球菌であります。特にインフルエンザが流行するときは5割以上にも上がり、要注意であります。肺炎球菌による肺炎が重症化しますと髄膜炎や敗血症を引き起こし、さらに進行し、死亡に至ることも多々あります。そこで、肺炎球菌ワクチンは、接種することにより、肺炎による入院・死亡を減らすことが期待できます。1回の接種で5年以上免疫が持続すると言われております。特に65歳以上の人、COPDなどの呼吸器の疾患を持ってみえる方、慢性心不全やうっ血性心不全や心筋症など心臓に疾患をお持ちの方、長期療養施設などに入居されている方、脾臓を摘出された方、免疫低下の方などは特に接種された方がよいと言われております。脾臓を摘出された方以外は保険が適用されず、7,000円から8,000円の自己負担と伺っております。日本における公費助成の現状は、2008年は76市区町村、2009年には176市区町村、2010年には380市区町村、そして2011年11月1日時点では、579の市区町村が実施をしているということを聞いております。県内では2007年の養老町を皮切りに、現在13市町村で実施されております。

接種状況を言いますと、ワクチン使用量と高齢者の割合を市郡別に見ますと、羽島郡が第1位で19.4%、次が海津市、養老町と続きます。御嵩町はといいますと、後ろから2番目の4.9%でありました。全国平均11.6%、岐阜県全体でも9.8%の接種率に対して、4.9%という低い接種率に対してどのようにお考えでしょうか。

こういった現状でありますので、お伺いいたします。一つ目に、御嵩町における死亡原因と肺炎の割合はどのぐらいでしょうか。2番目に、医療費の推移についてお聞かせください。3

番目に、医療費が高騰している現状への対策はありますか。また4番目に、ワクチンへの公費助成についての見解をお伺いいたします。よろしくお願ひいたします。

**議長（谷口鈴男君）**

民生部長 瀨瀬久美君。

**民生部長（瀨瀬久美君）**

それでは、大沢議員の質問にお答えをしたいと思います。

質問は4点ございまして、1点目は当町における死亡原因と肺炎の割合についてのお尋ねであります。

平成21年の死亡者205人のうち、12.7%に当たる26人が肺炎による死亡で、死亡原因の順位につきましては、1位、悪性新生物、2位、心疾患、3位、脳血管疾患、そして肺炎が4位となっており、この順位につきましては、国内の状況と同様でございます。

特性としまして、年齢別統計が実施された平成12年以降の21年までの10年間における肺炎での死亡者年齢は、50歳以上が1回、60歳以上が2回、65歳以上が1回、70歳以上が3回、75歳以上が3回となっております。

以上のことから、当町におきましても肺炎で高齢者の方が死亡するケースがふえている傾向がデータで裏づけられております。

2点目は、医療費の推移についてのお尋ねでございます。

町が保険者の国民健康保険の保険給付費の推移につきましては、平成20年度は11億9,100円だったものが、21年度は対前年度比4,100万円増の12億3,200万円、22年度は対前年度比7,400万円増の13億600万円となっております。23年度も引き続き増加傾向で、11月時点ではございますが、既に対前年度比1億200万円増となっております。

県国保連合会の統計によりますと、御嵩町の被保険者1人当たりの医療費は、平成20年度が28万4,203円、21年度が28万9,263円、そして22年度が30万7,291円となっております。これは、医学や医療技術の進歩とともに、国保制度の中では被保険者に占める高齢者の割合が増大しつつあることが大きな要因となっており、医療費の高騰につながっているものと考えております。

3点目は、医療費高騰への対策はあるのかというお尋ねでございます。

医療費の抑制対策につきましては、これ一つの施策に取り組めば解決するというものではなく、町民の皆さんが健康診断や各種検診を積極的に利用して、病気の予防や早期治療を心がけることが必要と考えております。

具体的に申し上げますと、1. 予防のための特定健診の受診により、将来的に疾病患者を減らしていくための特定保健指導の充実及び健康づくりの推進。2. 早期発見・早期治療のためのがん検診等の成人保健事業の推進。3. ジェネリック医薬品の普及・促進。4. 医療費の適



正化を図るためのレセプト点検の充実。5. 町国保税制の実態や医療費の現状を広報紙等で被保険者に周知する。以上が、引き続き取り組むべき主な対応と考えております。

人間はだれもが同じように年を重ねていきます。人生の苦の総称として「四苦八苦」という言葉があり、四苦とは、生、病、老、死であります。どんなに予防しても、病や老いは訪れ、個人の努力だけではどうしようにもなりません。健康寿命を延ばすため、特定健診などを通して町民一人ひとりがみずからの健康に真に向かい合い、健康づくりに心がけていただけるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

4点目は、高齢者の肺炎球菌ワクチンの公費助成の実施についてのお尋ねでございます。

現在、肺炎球菌ワクチンの助成事業を実施しているのは、全国1,719自治体のうち、34%に当たる579市区町村であります。また、県内では31%に当たる13の市町が実施しており、管内では、坂祝町が平成22年4月から70歳以上を対象に1回3,000円の助成事業をスタートさせておられます。高齢者が対象の肺炎球菌ワクチンの公費助成による接種につきましては、命の格差の観点から、全国一律の制度として国が公費助成で定期接種化ということが望ましいというふうに考えております。

今後の方針につきましては、助成制度実施率が全国34%、県内31%の状況から、国の動向を注視しながら前向きに検討していきます。前向きというのは、積極的にということですので、例えば検討するとか、今後の課題ととらえているというのではなくて、積極的にというふうに御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、事前の通知でワクチン接種の事業費についてもお尋ねをいただいておりますので申し上げますと、制度導入初年度の事業費試算基礎数値としまして、接種対象を65歳以上の4,672人、これは高齢化率で申し上げますと、12月1日現在24.1%であります。接種単価を8,000円、公費助成額を1人3,000円、接種率60%といたしますと、事業費は2,250万円、一般財源は840万円となります。

以上をもちまして、答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

**議長（谷口鈴男君）**

大沢まり子さん。

**10番（大沢まり子君）**

ありがとうございます。

積極的な検討ということでお話をいただきましたので、あまり再質問等はございませんけれども、厚生労働省の予防接種部会におきましても、この肺炎球菌ワクチンは最も費用対効果が高いというふうに発表されております。そして、国の方の定期接種化が検討されているという

のがありますけれども、この定期接種化が決まりますと、今回3,000円を町として補助していただく840万円よりも、町としての負担がふえることになると思いますので、1回打てば5年効果が持続すると言われておりますこの予防接種は一日も早く打っていただいて、その方が町としての費用も少なくおさめることができると考えますので、本当に積極的な検討をよろしくお願いいたします。この質問を終わらせていただきます。

最後に、名鉄広見線存続問題についてお尋ねをいたします。

私は、11月17日に行われました名鉄広見線活性化協議会に、議長の代理として出席させていただきました。内容につきましては、渡邊町長が初日のあいさつの中で述べられたとおりであります。年間を通して各種イベントや定期券の補助事業など、利用促進事業を行っておりますが、なかなか目標どおりの結果が出ていないということがわかりました。21年度と比較しますと、22年度の実績は、定期外はプラス7,000人、通勤定期はプラス2,000人、通学定期がマイナス2万3,000人、トータルではマイナス1万4,000人という結果でした。なお、22年度の目標に対しての結果は、8,700人下回っていました。また22年度の決算報告を見ますと、歳入が約650万のところ、歳出が約400万円で、差引残高が約250万円もあり、本年度に繰り越されております。

今回の補正で、繰越分が繰り入れられましたが、昨年度と同じ六つの利用促進事業に振り分けられています。報告された本年度の上半期の実績もマイナス状況でありました。町長は、このような厳しい結果を踏まえ、引き続き強い危機感を持って利用促進策に取り組みたいと言われておりました。非常に厳しい現状の中、何とか存続に向け、一人ひとりの知恵を結集していかなければならないと思います。通学定期の減少は、やはり東濃高校が要因となっているのでしょうか。そればかりではないと思います。来年度、東濃高校は前向きな定員の削減が行われるようではありますが、どのように受けとめてみえますでしょうか。

また、担当部局では現状を踏まえ、今後の利用促進策についてどのように考えておられるかお聞かせください。特に、利用者が減っている定期券利用者に対するお考えをお聞かせください。お願いいたします。

#### 議長（谷口鈴男君）

企画調整担当参事 三輪康典君。

#### 企画調整担当参事（三輪康典君）

名鉄広見線存続問題について2点御質問をいただきましたので、順次お答えをいたします。

第1点目、名鉄広見線の利用促進策と現状についてお答えをいたします。

利用促進策についてでございますが、まず第一に定期券利用の促進という観点から、電車通勤モニター制度を設け、自動車通勤等から新たに電車通勤に切りかえられた方について、一定

期間、定期券の購入代金の3分の2相当額を助成しております。平成22年度には年間で17名の利用がございましたが、今年度は上半期だけで20名の利用がございました。

第2に、そうは申しまして、いきなり定期券利用というのなかなかハードルが高い、まずは試験的に何回か電車を使ってみたい、あるいは定期券を購入するほど毎日ではないけれども、一定の頻度で電車を使いたい、こういったニーズにおこたえするため、補助率2分の1の回数乗車券の購入補助制度を設けております。これは、本年度新たに設けた制度で、上半期中に16名の利用がございました。

第3に、電車の利用を促進するためには、乗車する駅までの移動手段、あるいは下車した駅からの移動手段がより使いやすくなっている必要があります。そのため、御嵩駅前で収容台数約50台の無料駐車場を供用しているほか、今年度新たにレンタル用の電動アシスト自転車を県の100%補助制度の活用も含めまして6台の購入と、御嵩駅前への配備を順次進めております。

第4に、一般利用の促進という観点から、団体助成制度を設けております。これは、御家族やお友達、あるいはサークルや同好会などのお仲間連れ立って電車を御利用いただく方々を応援する制度であります。5名以上の団体に対し、2分の1を補助するもので、上半期中に14の団体が御利用いただきました。また、一般利用の促進に当たっては、駅前やその周辺での魅力あるイベントの開催が即効性を発揮します。そのため、町を挙げて新たなイベントの開催などの取り組みを進めております。5月に開催いたしました御当地B級グルメイベント「かも1グランプリ」、これまでに6回開催いたしました駅前ビアガーデン、さらに11月には強化月間と銘打ちまして、中山道のウォーキングイベントや、映画「RAILWAYS 2」の全国ロードショー前の特別先行試写会などを集中的に開催し、それぞれ一般利用者の増に一定の効果があつたものと考えております。これらの取り組みを生かすも殺すも、広報、PR次第であることから、企業・学校への訪問等によるPR活動を実施しております。

一方、特にイベントにつきましては、電車を利用して町外から来ていただくことが重要であります。どうも町外に向けたPRについて、いま一つ手薄なところがございます。映画「RAILWAYS 2」の特別先行試写会につきましては、実験的に岐阜新聞社との共催で実施をいたしました。3回にわたって新聞紙上で大きく告知、広告が掲載されたほか、御嵩町・可児市の企業など17社から公告協賛もいただき、町内外へのPRに一定の成果があつたと考えております。今後、インターネットの有効活用も含め、より効果的なPR手法を取り入れてまいりたいと考えております。

次に、現状についてでございます。

今定例会の開会日、冒頭の町長あいさつの中でもありましたように、また議員御指摘のとおり、今年度の上半期、これは4月から9月の間について、名鉄より50万7,000人という利用者

数が示されております。この数値は、昨年度、平成22年度の上半期の利用者数、52万5,000人よりも1万8,000人少ない数となっており、その内訳といたしましては、通勤定期で5,000人の減、通学定期で9,000人の減、定期外で4,000人の減であります。平成22年度の年間利用者が99万5,000人でしたが、これは平成21年度の年間利用者数100万9,000人よりも1万4,000人の減でありました。本年度は、平成22年度から24年度までの3年間の利用促進期間の中間年に当たり、正念場との認識のもと取り組みを進めてまいりましたが、実情を整理して申し上げます。前年度、平成22年度は年間で1万4,000人の減でしたが、本年度、23年度は上半期だけで、昨年度1年間を上回る1万8,000人の減であったということでもあります。

この厳しい結果につきまして、去る11月17日、可児市長などの御出席もいただいて開催しました名鉄広見線活性化協議会、議員にも御出席をいただきましたが、報告をさせていただきました。今後の取り組みについて、さまざまな御議論をいただいたところではありますが、その中では、例えば可児市・御嵩の共通の資源である「とんちゃん」について、連携を強化して誘客につなげてはどうかといった御提言などもありました。こうしたことも踏まえ、引き続き可児市、名鉄との一層の連携を図り、強い危機感のもと利用を促進し、予算の有効活用にも努めてまいります。

次に第2点目、定期利用者をふやす対策をどのように考えているかについてお答えいたします。

定期利用者はいわば固定客であり、駅周辺イベントや中山道を活用したウォーキング等による一般利用者の誘客以上に重点的に取り組むべき課題であり、この点、議員御指摘のとおりと考えております。

定期利用者の乗車カウントは、1月当たりおおむね60カウント、30掛ける2であります。1人の定期券利用者をふやすことで、年間おおむね720カウント増となり、大規模なイベントに匹敵する効果をもたらします。

まず通勤定期につきましては、23年度の上半期では、対前年度同期比で5,000人の減となっておりますが、これを、ただいま申し述べました考え方で推計いたしますと、約14人の通勤定期利用者が減少しているという計算になります。その要因であります。平成22年度の国勢調査の年齢5階級別人口のデータでも顕著なように、当町の人口構成上、60歳から64歳を占める割合が最も多くなっていることから、通勤者の定年退職による減、さらには昨今の景気動向等の影響もあるかと考えております。さまざまな要因が考えられるところでもありますので、絞り込みは困難ではあります。今後の推移を慎重に見きわめ、目下の減少分をいかに回復し、さらに増加に転じていくかが課題であります。

その上で、具体的な対策として、まずは企業に対するPRを一層強化いたします。下半期は

企業20社以上を目標とし、電車通勤モニター制度等の周知を図ります。本年度補助率を2分の1から3分の2へと拡充をしたところであり、利用者も前年度と比べ伸びておりますことから、さらなる拡大を図ります。さらに、より電車を利用しやすい環境をつくるため、御嵩駅前の無料駐車場について、未舗装、仮区画で使用しており、収容効率、雨天時の利便性等につき課題もあることから、年度内に舗装工事に着工いたします。なお、工事期間中の対応につきましては、事前のPR、他の利用可能駐車場の案内など、できる限りの対応に努めてまいります。

次に通学定期について、まずもって御指摘のように東濃高校の活性化が重要な要素と考えております。東濃高校につきましては、平成24年度より定員が40名削減され、120名となりますが、その目的は近年120名程度しか入学者がいないという実情に応じて定員を適正化し、平成25年度に予定される高校入試制度の改革との相乗効果により、一年でも早く定員どおりが入学し、全員が卒業する学校へと再生することにあります。いわば攻めの措置であり、ともすれば御嵩町や、その周辺の市町で話題となりがちな高校の統合や廃校とは無縁のものであります。

今回、東濃高校は他校にない特色を備えた魅力ある高校づくりに向け、地域づくり類型、工業技術類型といった新たな学習類型の新設構想をしっかりと打ち出され、既に中学校等への周知に努められているところであります。町といたしましては、12月5日、高校と町との実務者で構成する検討チームを設け、魅力ある高校づくりに向けた協議連携について検討を開始いたしました。例えば、地域づくり類型の学習を町職員が支援する、あるいは地域づくりの行事等を学習のフィールドと位置づけ、学生・教員に参加していただくなどを念頭に内容を煮詰め、24年度冒頭には共同連携協定を締結し、具体的な取り組みを進め、もって通学利用者増につなげてまいりたいと考えております。

一方で、東濃実業高校の生徒による利用促進も課題であります。名鉄提供の駅別平均乗降人員データによりますと、通学定期については、御嵩駅では平成21年度800名に対し、平成22年度も800名と横ばいであったのに対し、明智駅では平成21年度674名に対し、596名と約12%の減となっております。その要因として、景気低迷による自転車通勤の増や保護者による自家用車での送迎の普及などが考えられますが、今後も動向を注視し、高校に対する訪問等によるPRを一層強化してまいります。

最後に、3年間の財政支援期間の最終年度に突入するに当たり、改めて全町民が存続へ向け意識を高め、危機感を共有する必要があると考えております。現在、月1回の名鉄広見線活性化ニュースというチラシを発行し、全戸配付しておりますが、さらに一步踏み込み、要は町民総参加で電車などの公共交通を利用する町民運動を立ち上げ、お一人お一人に具体的な行動を起こしていただき、最終的には定期利用者となっただけのような運動にすべきと考えております。運動のキーワードとして、厳しい中ではありますが、悲壮感だけでなく、あえて、

まずは「無理なく楽しく」という言葉を掲げたいと思います。年度内により多くの町民が進んで参加できるようなお楽しみ要素もあるキックオフイベントを開催し、本格的な運動に努めてまいります。

以上のような取り組みを進めてまいります。いずれにせよ、定期利用者をふやす特効薬はなく、地道に仲間をふやしていくことが基本であると考えております。そうした観点から、まず随より始めようではございませんが、今年度は町職員の電車通勤の拡大にも取り組んでおります。私自身も8月より、自動車通勤から電車通勤に切りかえさせていただきましたが、これまでに10名が新たに電車通勤に切りかえております。8名が6ヵ月定期、2名が3ヵ月定期を利用しており、乗車カウントといたしましては3,240カウントとなっておりますが、かも1グランプリでは、名鉄の御協力により臨時便も運行され、約1万人の来場者がありましたが、この際の電車利用者は1,100名、乗車カウントで2,200カウントであります。その1.5倍の効果があることとなります。仮に、この10名が年間を通じて電車を利用するとすれば、7,200カウントになり、一定の影響を持つものと思います。町としても引き続き率先して利用を促進し、存続へ向けた町全体の機運を牽引してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

**議長（谷口鈴男君）**

大沢まり子さん。

**10番（大沢まり子君）**

非常に担当部局としても大変な中をいろいろな提案をしながら、また新しい方向性への取り組みを行っていらっしゃるということは重々わかりました。しかし、あと1年というときに来ておりますので、本当に住民を巻き込んでといいますか、住民の方の思いをしっかりと受けとめた中での、こういった施策の実行というのが必要かと思っておりますので、今後ともしっかりと細部にわたって皆さんの知恵を出し合って、私たちも当然ですけれども、みんなで町民全体が知恵を出し合って、この存続問題に取り組んでいただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。時間でもありますので、これで終了させていただきます。ありがとうございました。

**議長（谷口鈴男君）**

これで大沢まり子さんの一般質問を終わります。

次に予定されております岡本隆子さんの一般質問ですが、時間的に少し中断ということで、午後からにしたいと思っておりますので、御了解をいただきたいと思います。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。なお、再開予定時刻は午後1時といたします。

議長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

午前に引き続き一般質問を行います。

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

それでは、本日、大きく2点につきまして一般質問をさせていただきます。

一つ目でございます。瑞浪市超深地層研究所に係る電源立地交付金についてでございます。

3月11日の東日本大震災による福島原発事故は、改めて原発の恐ろしさをまざまざと見せつけました。原発立地による交付金でまちの活性化を図ってきた多くの市町村が、今、どれほどの苦しみの中に置かれていることでしょうか。

御嵩町も電源立地交付金の恩恵を受けています。2000年5月に高レベル処分法、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律が成立しました。これは、すべての使用済み燃料を再処理して、地層処分だけを唯一の処分方法とすることを法律で定めています。原子力発電に伴い、使用済み核燃料が発生します。その使用済み核燃料を再処理する際に発生する高レベルの放射性廃棄物である廃液は、半減期が何百万年もかかります。この廃液をガラスの中に溶かし込ませ、これをステンレス製のキャニスターに入れて固化させます。このように取り扱いが極めて困難な高レベルの放射性廃棄物をどのように貯蔵・処分するか。原子力委員会放射性廃棄物対策専門部会は、1984年、放射性廃棄物の処理・処分方策について、これは中間報告ですけれども、使用済み燃料の再処理により発生する高レベル放射性廃棄物は発生量自体は少ないものの、極めて高い放射能を有し、また長半減期核種も含まれていることから、その放射能が減衰して環境汚染、あるいは放射線の影響のおそれが十分軽減されるまで、長時間にわたり人間環境から隔離する必要がある。このため、安定な形態に固化し、処分に適する状態になるまで冷却のため貯蔵を行い、その後、地層処分することを基本的な方針とするとし、使用済み核燃料を再処理、ガラス固化、冷却のための一時貯蔵、その後、地下数百メートルより深い地層中へ埋設処分するという方針が示されています。その地層処分のための研究施設が瑞浪市にある超深地層研究所なのです。

研究所に隣接しているということで、御嵩町も電源立地交付金が交付されております。平成22年度決算では、電源立地分が1億5,221万9,460円となっております。本日、資料をいただきました、お手元の資料つづりの中にあります1ページ目ですけれども、「電源立地地域対策

交付金 交付額一覧表」という表があります。そこに、平成14年度から23年度は交付見込み額ですけれども、旧電源立地特別交付金ということではいただいている合計、23年度分までで10億3,802万5,532円という額をいただいております。

私は、2002年の、これは柳川町政時代ですけれども、第1回、第3回、第4回定例会の一般質問で、当時の柳川町長に質問をしておりますが、柳川町長の答弁は、「これは毒まんじゅうではない。経済産業省に確認に行ったが、最終処分場にはしないと断言している」というものでした。この交付金は、瑞浪市はもとより土岐市、恵那市など7自治体に交付されています。一番私が危惧していることは、この東濃地方が高レベル放射性廃棄物の最終処分場になるのではないかということです。現在、研究に協力しているのは、東濃地方と北海道の幌延町だけです。しかし、北海道幌延町は地盤がもろく、天然ガスも出ることから、実際の地層処分には不適切であると言われております。また、幌延の隣町の豊富町では、最終処分場になれば、農業に多大な影響を及ぼすことから、農協を中心に反対運動が広がり、町民の8割が反対をしております。

東濃地方の研究所に関しては、平成7年に岐阜県知事、瑞浪市長、土岐市長、動力炉・核燃料開発事業団理事長との間で協定書が交わされており、放射性廃棄物の最終処分場にはしないと協定が締結されています。

しかし、協定書が幾らあるとは申しませんが、今後の地層処分に関して、予定地というものが全く決まっていないのが現状であります。幾らお金を積まれても、原発のごみを引き受けることに同意する自治体はないのではないのでしょうか。研究施設の隣接地ということで交付されている電源立地交付金、全く痛くもかゆくもない交付金です。瑞浪市の超深地層研究所では、9年かかって500メートルの深さまで掘削し、横坑は延べ300メートルほど掘られ、さらにそこに周回道路がつくられようとしています。一体どれほどの町民の方が、御嵩町から何キロかのところで、このような研究が行われていることを知っているのでしょうか。

今後、どこを最終処分場にするのか、国の方針は決まっていますが、隣接市として交付金をもらっている以上、東濃地方を高レベル放射性廃棄物の最終処分場にはしないと意思表示を国に対して行っていくべきではないのかという思いから質問をさせていただきます。

一つ目でございますけれども、交付金を申請するに当たり、国からどのような説明を受けておられますか。二つ目です。平成9年から11年にかけて、御嵩町次月、美佐野押山でボーリング掘削調査をしています。これについての報告は受けていますでしょうか。3番目、物理探査やボーリング調査は、平成17年3月で終了しています。次月に関しては長期観測中となっておりますが、これは現在どうなっていますでしょうか。4番目です。電源立地交付金を申請しない、受け取らないという選択肢はありますか。5番目、高レベル放射性廃棄物の最終処分



場にしないために、どのように意思表示をしていきますか。

最後ですが、この問題は御嵩町の将来に対して非常に大きな問題だと思えます。町として情報提供を、これまでの敬意、そして現状、そして今後町民に対して情報提供をすべきであると考えますが、いかがでしょうか。

以上6点について、まずお尋ねをいたします。よろしく御答弁お願いいたします。

**議長（谷口鈴男君）**

総務部長 鍵谷昌孝君。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

それでは、私の方からは三つまでの質問に対しましてお答えをさせていただきます。

いずれも事実関係だけですので、簡単に答えさせていただきたいと思えます。

まず、岡本議員の第1点目の質問、交付金を申請するに当たり、国からどのような説明を受けているかという御質問ですけれども、平成14年当時、国から説明を受けたかどうかということですが、現在そういった書類等が残っておりませんので、受けたかどうか明確なお答えはできません。ただ、岐阜県の平成14年9月定例会議事録によれば、平成14年7月30日に電源立地特別交付金の交付対象市町の担当者に対しまして、制度概要などの説明会を岐阜県が開催したということでもあります。

それから、質問の2点目ですけれども、平成9年から11年にかけて御嵩町次月、美佐野押山でボーリング掘削調査をしています。これについての報告を受けているかという御質問でございます。このボーリング調査というのは、調べますと東濃地科学センターが広い範囲、地下の数キロから数十キロまでの深い地下ということらしいですけれども、その地下水の流れや水質などを明らかにする調査や、分析の技術とその方法が適切かどうかを評価するための技術を確認することを目的としてボーリング調査を行っているということでもあります。この点について、御嵩町への説明という趣旨であれば、現在そういった資料等が残っておりませんので、先ほどと同様に報告を受けたかどうか、明確なお答えはできません。

調査をするに当たり、地権者や地元住民の方には説明を行ったと、現在の独立行政法人日本原子力研究開発機構の職員から聞いております。

また、調査の概要については、東濃地科学センターが毎年報告書を作成していますし、調査の詳細はホームページでも公開がなされております。

三つ目の質問で、次月に関しては長期観測中となっておりますが、現在はどうなっているかという御質問ですけれども、現在も次月地区で1カ所、水位を計測しております。データについては、地権者の方に説明されています。またデータは、先ほどと同じようにホームページでも公開がされています。ちなみに押山地区については、平成10年度中に埋め戻しを行った後、地

権者へ返却されておるという情報を得ております。

以上、3点についてお答えをさせていただきました。

**議長（谷口鈴男君）**

町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

今もなお、住みなれた地域を離れ、また御自分の家にも帰れないという人は本当に多くお見えになると。少なくとも、この年末年始は自宅では送れないという方が多数お見えになるという意味では、大変心の痛む質問ではありますが、痛みつつも答弁をさせていただきたいと思えます。

まずは、大ざっぱな所感を述べますと科学技術、特に、今この核の問題というのは、やはり御多分に漏れずと申しますか、その代表のような形での片道切符でしかないなという感想を持っております。また原発問題については、私はあらゆる機会、選挙の際にも申し上げましたが、御嵩町の垂炭廃坑問題と共通しているというお話をさせていただいております。そういう意味では、私の思いは必要かつ十分に皆さんに説明できているというふうに思っております。

具体的に、交付金についてであります。交付金というのは補助金も同じようなものなんです。交付申請をしなければ交付はされませんので、申請しない選択肢は御嵩町は有しております。ただ、本日この時点で申し上げますと、平成24年度当初予算については、交付を受ける、申請をすることを前提に予算形成を行っております。また、中期的な財政シミュレーションにつきましても、最終となる平成27年度まで交付を受ける前提でシミュレートがされておりますので、現段階では交付申請をしないという考えはございません。

金額につきまして、岡本議員に一覧表をつくらせていただきましたので、おわかりになっていただけたかと思いますが、22年度については、22年度までに1回だけ交付される4,610万円という金額が上乗せされております。このお金については、21号バイパスの、いわゆる上水、配管の先行投資分に使ったものであります。説明しながら、そうした意味では大切にに使わせていただいているということでもあります。

高レベル放射性廃棄物最終処分場について、この地域がなるのではないかという御心配の質問であります。少し県議会の方のいろんな答弁がありますので御紹介をしたいと思います。梶原元知事、または現在の古田知事、ほぼ同じことをおっしゃっておりますので、また後ほどコピーが必要でしたらお渡ししたいと思います。

平成13年、これは現在の多治見市長である古川県議の質問に対して、梶原知事がお答えになっております。「原子力発電によります廃棄物をどうするかという研究開発、これに協力しましょうということにしたわけでございまして、廃棄物そのものについて協力するのは、そのほ

かの県でやってもらいたいと思います。我々は研究開発に協力するわけですから、それで十分義務は果たしたと思います」。当時は、岐阜県には99市町村ございましたので、市町村が手を挙げると、いわゆる処分場の可能性が出てくるわけでありますけれども、県、そして基礎自治体が前向きになれば、処分場ということになってくるわけでありますが、当時99市町村ありましたが、「仮に、万が一、うちでやってもいいと言われたとしても、私は反対をする」とおっしゃっております。

次に、平成17年12月に古田知事が答弁をしておられます。

「経済産業大臣が調査地区等の所在地を定めようとするときは、その所在地を管轄する知事及び市町村長の意見を聞き、これを十分に尊重しなければならないというふうに定めております。この意見を聞き、これを十分に尊重という言葉の解釈について、国会で資源エネルギー庁長官が知事や市町村長の意に反して、処分地の選定が行われるということはない」と答弁しておられます。「高レベル放射性廃棄物の処分場について、県内に受け入れる考えはございません。この方針に変わりはない。平成7年には、県、瑞浪市、土岐市、当時の動燃事業団でございますが、この4者で超深地層研究所に関して、放射性廃棄物の持ち込み禁止、使用禁止、そして将来においても処分場にしないという協定が結ばれている」。

また、平成17年2月の定例会で、このように古田知事はお答えになっている。「高レベル放射性廃棄物の地層処分技術に関する研究に関しては、協力していこうということで、今進めておるわけでございますが、その点については、そういった考え方も私も臨みたいというふうに思っております。しかしながら、高レベル放射性廃棄物の処分場につきましては、県内に受け入れる考えはございません。この方針には全く変わらない」と答えておみえになります。

そして、先ほど時系列ごとに古い約束はどうなるかという話なんですが、これも平成19年、古田知事がお答えになっております。「処分場を県内に受け入れる考えはない。また、この方針に変わりはない。超深地層研究所に関しては、平成7年12月28日に締結しました、いわゆる4者協定において、その点は明記されていると。平成10年9月28日に、当時の科学技術庁長官から、岐阜県内が高レベル放射性廃棄物の処分場になることはない。このような回答をいただいています」。当時の知事が、こうした協定や指針として結んだものではありませんので、当然古田知事も梶原知事の方から引き継いでいるという解釈をされております。長が交代したとしても、それは引き継がれるということでもあります。

平成10年9月18日付、科学技術庁長官回答につきましても、平成12年5月の衆議院商工委員会において、資源エネルギー庁長官が省庁再編後も経済産業省と文部科学省が引き継ぐ、引き継いだ後も回答の方針に変更はないと明確に答弁をされております。

そして、これは当該市となる瑞浪市、これはホームページに出ていることですので、明らか

にすぐわかる話ではありますが、これは瑞浪市議会が議員発議によって決議をされておる内容であります。「研究所の受け入れに当たっては、施設への放射性廃棄物の持ち込みを禁じること。将来にわたっても最終処分場にしないとの協定を日本原子力研究開発機構、岐阜県、土岐市、瑞浪市の4者で締結しております。また、平成7年12月市議会において、瑞浪市は、研究終了後も将来にわたって放射性廃棄物の持ち込みについては、いかなる場合であっても認めないし、放射性廃棄物の最終処分場については、一切受け入れないことを決意し、ここに決議する」、こういう形で議員発議での決議をしておられる。

現実的に考えて、私自身は、この協定書及び議員発議による瑞浪市議会のこの決議が白紙にならない限り、放射性廃棄物の持ち込みを議論するテーブルさえ設置はできないというふうに考えております。以前、岡本議員も私も一緒でしたが、現地、超深地層研究所を見に参りました。そのときにも、研究所の責任ある方が、ここは廃棄物を一切持ち込みませんという説明をしていただけたと思います。そういう意味では、むしろ、これだけのバックボーンがあるわけですので、廃棄物を持ち込むとしたら、ある意味では一番ハードルの高い地域になるという考え方ができるのではないかということも思っておりますので、心配ということは、裏を返すと疑わしいということにもつながりかねませんので、私自身は、現段階では知事の答弁を信頼しておりますし、また瑞浪市議会の決議、瑞浪市長を生んでいる、また市議会を生んでいる瑞浪市の市民の方を信頼して、この件については見守りたいというふうに思っております。また、違ったような展開がございましたら、それなりの考え方を示したいという立場であります。以上であります。

#### 議長（谷口鈴男君）

先ほどの岡本議員の質問の6番目について、鍵谷昌孝君。

#### 総務部長（鍵谷昌孝君）

最後の6番目の岡本議員の御質問の御嵩町の将来にとって大きな問題ですが、住民にきちんと情報提供すべきではないかという御質問ですけれども、今の町長の答弁でもありましたように、御嵩町のスタンスとしては、平成17年の岐阜県知事の議会答弁、それから平成7年12月28日の4者で締結した協定書の効力、それから瑞浪市議会の決議、こういったものを踏まえまして、今の状況というのは放射性廃棄物が持ち込まれない、それから最終処分場にしないという状況については何ら変わってきていないという判断をしております。

また、先ほどの質問でもあったボーリング調査等の結果は、瑞浪東濃地科学センターのホームページで公表されていること、研究所の所在する瑞浪市のホームページには、平成7年の協定書も公開されているという情報公開ができておるという状況の中で、現時点で御嵩町として特別な情報提供を町民にすべき時点ではないと判断をしております。

ただ、行政としては、今後も協定書の効力や研究所の動向につきましては、引き続き注視していきたいと、かように考えております。

[11番議員挙手]

議長（谷口鈴男君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

ただいまの御答弁に対しまして、再質問をさせていただきます。

まず御嵩町への2番目ですけれども、ボーリング調査の結果、そしてこれについての次月が長期観測中になっていますが、その結果などですけれども、まず御嵩町への説明資料は残っていない、明確な説明はない、地元への町民には、こちらの核サイクル事業団の方から説明はして、報告はしているということでしたけれども、私、実はこの質問を出してから、この「地層を科学する」という瑞浪の超深地層研究所のパンフレットですけれども、ここへ行ってまいりました。そして、100人の技術者の方々께서そこで働いておられるということですが、そこで幾つかいろんなことをお尋ねしてまいりました。

そのときに、こういうふうにおっしゃってました。これは、平成23年度瑞浪超深地層研究所事業計画というもので、これは平成23年4月21日、独立行政法人日本原子力開発機構東濃地科学センターというところが出しているものですけれども、こういうものを持って、年度初めに交付金をもらっている関係の8自治体を回っているということをおっしゃいました。そして御嵩町にも出向き、この件については報告していると。そして、その担当の方が、御嵩町に今も、当時7カ所、ボーリング調査の調査坑があったんですけれども、それが今1カ所だけずっと継続調査になっておりまして、マイクロファイバーを中に入れて、水の動きだとかそういったことがずっと長期観測されているようなんですが、その件についても報告しているはずだというふうにおっしゃってみえまして、この件については非常に、もちろん東濃地方が最終処分場になるなんていうことはもちろん決まってもいいですし、あり得ないことだとは思いますが、やっぱりそういう、ここが研究所になっているという非常に重大なことをしているという認識のもとに、こういう事業計画がされたら、その件については、この東濃地科学センターがどの課に報告されているかはわかりませんが、こういったことについては行政の方できちっと対応し、そして、どういう状況にあり、今年度どういう事業が行われ、どういうことになっているかぐらいのことは、当然担当課として把握しておくべきことではないのかなと思いますが、その点について、ちょっと認識が甘いのではないかというふうに私は感じましたけれども、担当課の方はいかがお考えでしょうか。まず、これが1点目の再質問です。

それから、町長がおっしゃいますようにもちろん4者協定があり、瑞浪市議会も議決をして

おりということでありますけれども、その研究所が北海道と東濃にしかなく、そして、もちろん最終処分場をどこにするかという選定も全く何も今進んでいない状況の中で、この東濃地方は2000年から超深地層の研究をしているというデータの蓄積があるわけですね。そして、いよいよ最終処分、どうしても日本においては高レベル放射性廃棄物は、これから脱原発の方向に向かったとしても、必ずこの核廃棄物は出てくるわけです。それを地層に処分する。そして国内で処分するということは、もう法律で決まっていることなので、どこかに持っていかねばならないという話のときに、やはりこれまでのデータの蓄積があるだろうという話になりかねないことを危惧しているわけです。やはり4者協定なりがあったとしても、この北海道では、放射性廃棄物の拒否条例というものをつくっております。そういった意味においても、幾重にも網をかけていく必要があるのではないか。やはり岐阜県においても拒否条例をつくるとか、さらに、常に最終処分場にしないという発信を何らかの形で、市町としてもしていく必要があるのではないか。そういうことを、ただ、お金を担当課だから申請してもらっているということではなくて、やはりこの件については担当の職員もちゃんと把握をした上で、こういう申請をしているんだという、その認識をぜひ持っていただきたいと思うわけですが、その点についていかがでしょうか。

まず、総務部長の見解をお尋ねいたします。

**議長（谷口鈴男君）**

総務部長 鍵谷昌孝君。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

まず第1点目の岡本議員の再質問の内容、報告の件ですけれども、私が先ほど申しましたのは、質問の平成9年から11年、この間の報告は受けておるか、その詳しい内容をということだと思われましたので、今の時点でその内容を、書類も残っておりませんし、受けたかどうか明確ではないと、そういう回答をさせていただきました。

それ以降ですけれども、平成14年からは施設が瑞浪に移りまして、それからは御嵩町の方に報告は毎年受けておるといふ、そういう状況であります。

**議長（谷口鈴男君）**

町長 渡邊公夫君。

**町長（渡邊公夫君）**

お答えをいたします。

このところ、御嵩町議会の議場では、行政と議会の役割というのは混同されてしまうという部分が少なくとも4年間続いてしまったなという気がしておりますが、瑞浪市が市議会の発議でこうした決議をしておられるということもあります。行政レベルでいくと、そのような話

が全くない状態で何のアクションを起こすのかという、そういうことであります。議会は、いわゆる議員発議という形でも決議ができるわけですので、そうした御懸念がおりになるなら、私は議会議員がきちっと動くべきだということを思っておりますので、現段階では全くそうした話もないような状況で、御嵩町の行政として動くことは考えておりません。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（谷口鈴男君）

岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

その4者協定がある、そして瑞浪市議会の議決がある等々、だから最終処分場には絶対ならないという、そういう御説明でしたので、そういったことを、だから処分場にはならないといったことも含めて、ぜひその過去の経緯、そして現在の置かれている状況、そして平成27年まで一応お金を受け取られるというふうにおっしゃってみえるわけですが、そういったことに関して、ホームページに載っているからということではなく、今、この福島の大問題が起こった今だからこそ、こういったことも含めて、町民に安全ですと、最終処分場にはしませんよといったこと含めて、ぜひ町民に情報公開をしていただきたい、ほっとみたけ等で紹介していただきたいと思いますが、その件に関しては鍵谷部長、いかがでしょうか。

議長（谷口鈴男君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

総務部長（鍵谷昌孝君）

先ほども町長の方から申しておりますように、今の状況というのは、関係する3自治体と国が協定を結んでおるということで、町としてその状況の中で何か変わったことがあるという状況ではございませんので、確かに岡本議員がおっしゃるように3月11日の東北大震災のときに福島原発のあいつた事故はありましたけれども、それとこの件とは直接つながっていないということだと思います。

ただ、この協定書がどうなるかはきちっと注視して行って、変化がある場合には当然住民の方にも御報告申し上げる時点は出てくると思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔11番議員挙手〕

議長（谷口鈴男君）

岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

これは、参考までに御報告申し上げますが、今回、南相馬市はこの電源立地交付金、ここは本当に原発があるところなんですけれども、申請しないという選択肢をとられました。そのこ

とを最後に御報告したいと思います。

次の質問に入りたいと思います。

2番目でございます。電力切りかえについての質問です。

福島原発事故では膨大な人口が被曝し、健康へのリスクが高まっております。また、損害賠償金額は4兆円から20兆円と見積もられ、原発に依存する社会のリスクが改めて明らかになっております。しかし、再生可能なエネルギーの導入は遅々として進んでおりません。

一方、2000年から電力の自由化が導入をされ、2005年からは契約電力500キロワット以上の大需要家に対して、特定規模電気事業者による小売が認められています。特定規模電気事業者は、電力会社から電気を購入することができるようになりました。電力自由化とは、電力会社が地域ごとに独占供給を行ってきた電力を規制緩和により、既存の電力会社以外でも自由に売買できる制度です。この特定規模電気事業者は、平成23年11月現在、45社あるとされています。特定規模電気事業者の多くは自然エネルギーで発電しているため、購入割合をふやすことが脱原発につながっていくのではないかと思います。

この制度を利用して、電力の一部を切りかえ、各社から入札を行い、電気代の節約を図っている官公庁が多くあります。岐阜県でも約3割を、この制度を利用して電気の購入をしているというふうに聞いております。ちなみに、これは豊橋市が、この8月下旬に契約を見直し、中電を含む4社の指名競争入札でエネットという会社が落札をしたという記事が新聞に載っておりますけれども、再生可能なエネルギー導入、そして行政経費の節減のためにも、御嵩町でも、ぜひこの制度の導入を検討していただきたく、こういったことについても議論をした上で進めていっていただきたいと思ひまして質問をいたします。

電力自由化の対象となる500キロワット以上の電気代は、学校、各種施設など、合わせて年間幾らありますか。これは、きょうのいただいた資料の2ページのところに資料をいただいておりますけれども、全部で金額としましては、施設としましては、この役場の本庁から給食センターまで11ヵ所、そして金額としては、3,141万170円あるというふうに報告をいただいておりますけれども、これはこの資料で結構でございます。

2番目としまして、こういった電気事業者に切りかえるお考えはあるのでしょうか。また、そういったことについて今後議論をしていただける、そんなお考えはあるのかということについてお伺いをいたします。

**議長（谷口鈴男君）**

総務部長 鍵谷昌孝君。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

それでは、岡本議員の御質問に対してお答えをしたいと思います。



まず1点目の質問は、資料で出ておるのでいいという御回答でしたので飛ばさせていただきます。2点目の現在の中部電力1社の随意契約をどう考えているのかと、そういう質問にまずお答えをしたいと思います。

今まで本庁では、一番電力を消費する本庁舎の冷暖房につきまして、平成21年度まで重油燃料で行ってきたこと。また、市町村において電力は住民情報などの電算システム、上水道給水施設などへの停電のリスクを特に考え、安定供給という点で地域でほぼ独占的な事業者である中部電力からの供給がベストであり、またコスト削減というメリットも本庁舎程度ではあまりないのではないかと判断から、実を言いますと、詳細な他の電力事業者との比較検討を行ってこなかったということで、今まで中部電力1社から電力供給を受けていた。これが現状でございます。

3番目の、現在の契約を見直す考えはあるのかという御質問ですけれども、電力小売市場の自由化については、岡本議員御指摘のように、平成12年から参入規制が撤廃され、中部電力など、地域の電力会社10社、これ以外に電力小売事業者に新規参入した事業者、この事業者を特定規模電気事業者、PPSと申しますけれども、こういった事業者がありまして、現在全国でふえてきてまして、47の事業者があります。このPPSが風力発電など自前で発電した電気に独自の電気料金を設定し、一般電気事業者より安く供給を行うことで、電力供給の自由化と電気料金の引き下げを促進していこうというものであります。

ことし9月2日の中日新聞の記事によりますと、現在、全国の都道府県と政令市、中核市が平成22年度に電力会社10社以外にPPSから購入した電力量は全体の8.3%にとどまっております。自治体別では、宮崎県が52.6%と売り上げが一番が高く、順次、横浜市、岐阜県、福岡市となっております。岐阜県内では岐阜県庁、岐阜総合庁舎など、県の機関27の建物で指名、または一般競争入札によりPPSから電力を購入しています。

今回、遅まきながらですけれども、本町もさまざまな角度から検討を始めていきたいと思っております。例えば、この制度のメリットとしては、競争原理が働けば、現在の電気料金が安くなるということですが、現在中部電力とは施設ごとの契約をしております。随意契約から競争入札にする事務料を考えますと、今までの施設ごとではメリットが小さいということもありますので、この制度を取り入れ、該当する11施設全体を一括で入札し、スケールメリットを出すことができないか、このような検討もしてまいりたいと思っております。またデメリットとしては、先ほど岡本議員がPPSの多くは自然エネルギーで発電している、購入割合をふやすことが脱原発につながるという御提案でありましたけれども、内情をちょっと調べてみますと、PPSの電力小売は火力、自然エネルギーなどで発電した自前の電力を3割、電力会社の余剰電力を購入した電力を7割として販売する仕組みとなっております。これが、先ほど3月11日の東

日本大震災以降、御承知のように全国の原子力発電所が次々に運転停止・休止状態となり、各電力会社の余剰電力がほとんどないという状況でございます。これを考えますと、PPSからの安定供給が震災以降も果たして保たれるのか、また震災以前と同様の割安な電力供給が可能かなど、改めて調査検討していく必要が生じてまいりました。いずれにしましても、今後、既に導入している団体や近隣の自治体の動向を見ながら、さまざまな角度からメリット・デメリットを洗い出し、本町で採用できるか、早急に結論を出していきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で、岡本議員の回答とさせていただきます。

[11番議員挙手]

**議長（谷口鈴男君）**

11番 岡本隆子さん。

**11番（岡本隆子君）**

御答弁ありがとうございました。

当然、今後随契だけではなく、それありきではなく、採用を改めて調査・研究をし、検討をしていき、採用できるかどうかということで研究をしていってくださるということで、今後の調査・研究に期待したいと思っております。

御嵩町では、御嶽宿さんさん広場やわいわい館などで太陽光発電、そしてあゆみ館でもそうですけれども、そういった地球温暖化防止に向けた取り組みというものを実践しておられる御嵩町だからこそ、こういったこともいち早く議論の場へ上げ、そして検討をされ、取り組んでいかれることを期待いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

**議長（谷口鈴男君）**

これで岡本隆子さんの一般質問は終わります。

続きまして、8番 伊崎公介君。

**8番（伊崎公介君）**

それでは、議長にお許しをいただきましたので、私の方から2点、これについては以前に質問させていただいた件なんですが、一つは御嵩町公式サイト、御嵩町見聞録の改善を求めること。もう一つは、町内の各所にトイレを設置していただいて、来ていただいた方に快適に過ごしていただきたいという面の二つで、きょうは質問させていただきたいと思います。2度目のことですから、できるだけ簡潔に質問させていただき、できるだけ簡潔にお答えいただければいいかと思っておりますので、よろしく願います。

まず、自治体のイメージというものですね。イメージづくりがまちづくりにつながってくる

と思います。来訪者を呼び込むためには、まずイメージというものが大変必要ではないかなと思います。来訪者というのは、もちろん観光で訪れる人もそうでしょうし、それ以外に御嵩町に居住の地を求める人、あるいは御嵩町に営みを求めようとする人、そういった人たちを含めて考えていかなきゃならないと思いますが、その意味で、ホームページの果たす役割というのは非常に大きなものがあると思います。そして、快適に過ごしていただけるということが、そのイメージづくりに大きく寄与するということから、この2点の質問を今回させていただくことにしました。

まず、御嵩町公式サイト、御嵩見聞録の改善についてですが、改善については過去2度にわたって質問させていただきました。一部改善されたところがあるかと思いますが、いまだに疑問が残るところが非常に多いと。ちょっと極端な言い方をすれば、本当に改善する気があるんだろうかというぐらいのところもあるわけです。現状のままであれば、御嵩町のイメージを大いに損なうところがあると思います。

最初に質問させていただいたとき、これは当時、総務担当参事の立場でお答えいただきましたけれども、現副町長ですが、すべてのページが単調でおもしろみに欠けるページになっており、トップページは大変文字数や項目が多いと思われる方が多いのも事実であり、リンクの張り方についても統一性がなく、閲覧者に不便を感じているとお認めになられた上、「町外の方が見ても、訪れてみたいと思えるようなトップページの作り方を検討したい」とされておりました。

それからまた、2度目の質問に対し、当時、総務部長の立場で回答された現山田議員ですが、「閲覧者が、目的の情報を得られるようにしてほしい」という私の質問に対し、御嵩町ホームページは文字が小さく、わかりにくく、使い勝手が悪いことをお認めになった上で、「使い勝手のよいページにすべく、平成23年度予算に反映していく」と言われておりました。

以上、回答は得ておりますが、残念ながら改善されたのはページの文字を拡大するという機能だけですが、これも、そのページ内で解決できることではなくて、そこをクリックすると、インターネットエクスプローラーといってブラウザですけれども、その文字拡大の機能を利用したものの説明にすぎないと。

また、トップページ自体の項目が非常に多いと。これは前にもお話ししましたがけれども、役場職員ですら、あれはどこやったかなと探すぐらいの量でして、これは本当にもう少しディレクトリに分けて、担当部局ごとぐらいにサブページを設けて、そこに移行できるような方式にしておけば、もう少し見やすいページになるのではないかと思われるわけです。

トップページがそういう状態ですから、目的のところを見つけて、そこをクリックしてリンクしていくと、そうすると実に無味乾燥なページがあらわれて、場合によっては、「この情報

はお役に立ちましたか」ということだけが出てくると。何ら情報はなく、「この情報はお役に立ちましたか」と。はい、いいえとかの回答欄が設けてあるような状態なんです。御嵩町のイメージというものは、このホームページの改善だけでも相当に変わるとは思います。その点について、1番目としてトップページに選択肢を全部記載するというのではなく、現在のページでニュースとお知らせのところがあります。あそここのところはタイムリーな情報ですから、そのままトップページに設けてもいいと思いますが、それ以外はもう少しディレクトリに分けて、各担当部局で1ページぐらいつつサブのページを設けるというようなページに構成して、閲覧しやすいページにしていきたいと。

それからもう一つ、これは安藤議員も言われていたんですが、災害対応にもこのホームページというのは非常に有効です。先進地のページなんかでは、本当にどこそこで堤防が決壊したときに、どのあたりまで水害が及ぶかというような情報が載っていたりと、非常に有効な災害対応のページができているというものもありますし、また、やっぱりきょういろいろ一般質問を4人の方がされて、それぞれ担当部局の熱い思いはあるんですが、その思いがまるで伝わってこない、単なる連絡のページになっているというような傾向があると思うんですが、そういう点の改善をぜひともお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

#### 議長（谷口鈴男君）

総務部長 鍵谷昌孝君。

#### 総務部長（鍵谷昌孝君）

それでは、伊崎議員のホームページの改善につきましてお答えしたいと思います。

伊崎議員からは、平成20年第1回定例会、平成23年第1回定例会の過去2回にわたり御嵩町のホームページについて御提案をいただいておりますが、今言われましたように、現状まだ目に見える形で改善がなされていないことにつきまして、まずおわびを申し上げたいと思います。

今回の御質問の第1点目の閲覧者に魅力を感じてもらえるようなトップページへの改善の取り組みと、2点目のホームページ改善の進捗状況、災害対応での活用方法について、あわせてお答えをいたします。

現在、御嵩町のトップページは他の自治体と見比べてみると、町の歴史や重点施策など、文字でのメッセージの部分が確かに多く、御指摘のように閲覧者の多様な目的に応じて、一目で検索できるホームとなっていないと私個人も感じているところであります。また、御嵩町の魅力や、御嵩町はこういうところだというようなことを伝えることも弱いと思っておりますし、文字の大きさの変更方法についても、現在でも変更は可能ですが、先ほど御指摘のように非常にやりにくいと思っております。トップページを含めた町ホームページの改善につきましては、平成23年度予算において、ホームページリニューアル作業料として94万5,000円を計上させていた

だいており、また広報モニター会議においても、町のホームページの改善について議題に掲げ、意見を賜っているところであり、担当者レベルではありますが、現在、更新に向けて作業を行っております。

来年1月ごろまでには、新たなホームページを見ていただけるようにしたいと思っております。見やすい、検索しやすい自治体のホームページでお手本となるものがないか調べましたところ、現在インターネット上で自治体サイトランキングというのがありまして、このサイトで上位に選ばれた自治体などのホームページを一つの参考例としながら、魅力のある御嵩町のホームページにしていきたいと考えております。この自治体サイトランキングは全国1,778の自治体のホームページの内容について、ウェブサイトの使いやすさ、情報の公開度、先進性などの切り口で約240の項目で評価し、ランキングをするというもので、上位50位までがランキングされております。その中で、上位50位までに入っている魅力のあるホームページには、当然経費もかかるため、政令指定都市、中核市、特別区などのいわゆる大規模自治体が多いという状況であります。

ちなみに、御嵩町のランキングについて、このホームページを運営している業者に確認しましたところ、ランキングをするに当たり、全国自治体のうち、上位170自治体までがノミネートされておりまして、岐阜県では、岐阜市、大垣市、羽島市がこの170自治体に選ばれているということですが、御嵩町についてはノミネート外であり、ランキングはしていないとのことでした。町村レベルでは、13自治体がノミネートされており、近いところでは愛知県の長久手町がノミネートされております。こうした市町村のホームページを参考にし、改善をしていきたいと考えております。

具体的には、項目別に分けたメニューボタンをトップページの上段に配し、そのメニューボタンをクリックすることにより、その関連する部分に入っていけるという流れで、トップページ上では長い文章を載せないで、すっきりとした印象を与えるレイアウトとし、検索しやすいホームページにしたいと考えております。

また、観光情報やビジネス企業誘致情報という情報もわかりやすく配置し、町内観光資源も大きく写真で取り上げ、町内の方々に積極的に御嵩町の魅力をアピールできるようにしたいと考えております。不評であった文字の小ささにつきましても、ボタン一つで簡単に大きさを変えられる機能とし、閲覧者の見やすいものにしていきたいと考えております。

トップページの改善点については以上の点ですけれども、トップページのよし悪しはトップページの印象だけでなく、伊崎議員も指摘されるリンク先の情報がいつまでも更新されず、古い情報のままであったり、アクセスした人がとても満足できないようなお粗末な内容であったりということの改善が、実はトップページの見ばえよりももっと重要ではないかと思っております。

ます。

こうしたホームページのコンテンツ、中身の充実について、各課長に対し、個々の担当者が所管する情報について、常に新しいものになっているのか、また御嵩町を知らない人にもできるだけわかりやすく情報が伝わる工夫をしていただくよう依頼をしたところでございます。

災害対応についてのホームページの活用につきましては、先日の9・20豪雨災害の折にも、町のホームページを使い、町民の方々に対し、周知を行ってきたところであります。災害時の情報提供については、安藤議員への回答でも述べましたように、本町が持っている情報提供の手段をフルに活用するという視点で、今後リニューアルされるトップページでは、緊急時情報を開ければすぐにわかる位置に配置し、円滑な情報提供ができるように改善していきたいと考えております。

今後、伊崎議員のアドバイスも賜りながら進めていきたいと思っておりますので、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

以上で御回答とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

**議長（谷口鈴男君）**

8番 伊崎公介君。

**8番（伊崎公介君）**

来年1月ということは、あと1ヵ月ぐらいというふうに解釈してよろしいですね。そうしますと、かなり原案に近いものができてきていると思いますが、まずはそれに、きょうのところは期待しておきたいと思えます。

特に今回、トップページ、トップページとこだわりましたけれども、やはりトップページにあれだけ情報が載っているというところから使いにくさが出てきていると。あれだけの情報を書いておいて、次のページに移行すると本当に無味乾燥なページになっているというところで、そここのところの改善、あと1ヵ月ですけれども、しっかりとお願いしたいと思えます。ぜひともランキングに入るように頑張ってくださいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは続いて、町内のトイレの設置というところへ移らせていただきます。

行政の皆さん方、あるいは町民の皆さん方の協力によって、いろいろイベント等も開催され、また、それ以外にも御嵩町を訪れる人は確実に増加傾向にあると私も感じております。ですが、新しく設置されたさんさん広場、わいわい館も、来訪者には評判は上々と聞くんですが、他の議員からも指摘があったように、さんさん広場にはトイレの設置がないと、あるいはわいわい館には男女合わせて多目的トイレが一つというように、御嵩町行政のトイレに関する考え方の欠如で、これも御嵩町のイメージを損なうものやないかと。

よく聞く話なんですけれども、この御嵩町の御嶽宿、伏見宿から美濃太田宿に入ると途端にトイレがふえて便利になるという話もよく聞きます。このトイレの設置についても、以前に質問させていただいたんですが、当時の水野建設担当参事は名言を残してくれました。「トイレは生活水準や社会水準のバロメーターであり、清潔感ある気持ちのよいトイレは気分をさわやかにし、設置者の思いや考え方、性格まで伝わってくる」と、すばらしい名言を残してくれましたが、その中で、簡易トイレとして、井尻、御殿場のトイレが指摘されておったんですが、これは時代の変遷とともに、あれはとてもじゃないけれども使えないと。私なら使えますけど、とてもじゃないけれども、あれは使う気にならないという人が多いと思います。撤去されるのではないかという話も聞いておりますが。

そこで、こういうウォーキングマップなんかいろいろ配付されて、かなり印刷されていると思いますが、これにも本当に五、六キロにわたってトイレがまるでないというような状況で、こういうウォーキングマップなんかを配付されても、ウォーキングを楽しもうと思っても、トイレがないでやめておこうかというような人も出てくるんじゃないかと思うんですが、今までどういう基準で設置されてきたのか。それから、これからもウォーキング、その他のイベントで来訪者の増加というものを望まれておるなら、そこに多く参加していただけるようなトイレの設置方法というものも考えていかなきゃならないんじゃないか、あるいはさっき簡易トイレのお話をしましたけれども、今後、時代の感覚に合ったトイレというものも設置していく必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺のところの見解をお聞かせ願いたいと思います。

**議長（谷口鈴男君）**

総務部長 鍵谷昌孝君。

**総務部長（鍵谷昌孝君）**

それでは、伊崎議員の町内のトイレの設置につきまして、御質問に答えていきたいと思えます。

先ほどもありましたように、伊崎議員からは、トイレの件について2回目ということでございます。まず、どういう基準で設置されてきたかという御質問にお答えしたいと思います。

御嵩町では、イベント等での来町者が御利用いただけるトイレとしては、文化的施設、公共施設、東海自然歩道の沿道で整備を行い、明確な設置基準は設けてはおりませんが、位置的には人の立ち寄りやすい場所にトイレの設置がなされております。

2番目に、中山道を訪れた人々や町民に不便を感じさせないトイレ事情のために、今後どのような方策で臨むかという御質問ですけれども、近年、御嶽宿地域再生構想や名鉄広見線利用促進事業の一環として行われる名鉄駅前施設を利用したイベントや中山道ウォーク等で本町を訪れる方は着実に増加していると実感をしております。中山道沿いには、現在、名鉄御嵩駅、

御嶽宿を中心にほとんどすべての公共施設などにトイレが設置してあります。東海自然歩道を東に向かって上之郷地区には、謡坂のマリア像前、津橋には町管理のトイレがございます。西方面は、中公民館、伏見公民館、一本松公園、お休み処らくだなどの公共施設にあります。歩く人にとっては、1時間ぐらいの間にトイレがあると便利だという話は聞いておりますが、現在、御嵩町を訪れる人からトイレが少なく不便だという話は聞いておりません。

ただ、上之郷から瑞浪市、日吉までの山間地の沿道沿いにはトイレの少なさは感じております。瑞浪市側には、細久手宿から御嵩町境までの5.3キロ間はウォーキングをする人のためのトイレはありません。近年の健康志向、ウォーキングブームで中山道を歩く人がふえてきていることから、2年前、井尻地内に環境に優しいバイオトイレの研究を持ちましたが、補助金の活用、設置後の管理運営などの問題があり、断念した経緯がございます。

伊崎議員の御提案のように、イベント等で来町された方や参加される町民すべてに不安なくトイレが設置されているという状況ではありませんが、昨年、名鉄広見線活性化協議会で作成した、先ほど伊崎議員も持っていらっしゃいましたウォーキングマップには、各コース沿いにトイレマークの施設を明示し、イベント開催時には、出発地点でこのマップを配付しております。今後はこのマップを町ホームページに掲載し、イベント時でなくても事前にダウンロードできるようにリニューアルの時点で考えていきたいと思っております。

また、イベントは地域おこし、まちおこしという重要な意味合いもございますので、コース沿道の地元商店やコンビニエンスストアに立ち寄っていただいて、お茶や食べ物を購入し、ついでにその店のトイレを利用させてもらったり、地域のお得な情報をキャッチしてもらうなど、交流を深めていくことも重要なことだと思っております。

数年前に視察した新潟県見附市では、市内の幾つもの商店に「まちの駅」という表示があり、無料でトイレを利用できたり、商店の方が町の案内人となって、地域の情報を提供することで、人と人との交流が深まり、リピーターがふえたと聞いております。トイレをつくり、用を足してもらっただけでは、こうした実のある交流は期待できません。御嵩町では今後はまちの駅という明確な位置づけではないにしても、町内の商店、事業所などに案内所などの役割を担っていただけないか働きかけ、承諾を得た店にはのぼりなど、目立つものをつくって表示していきたいと考えております。

以上で回答とさせていただきます。

[8番議員挙手]

**議長（谷口鈴男君）**

8番 伊崎公介君。

**8番（伊崎公介君）**



今、御答弁いただきましたが、一番最後のところの民間の方に協力していただいて、町全体を活性化していくというところが一番だと思います。

このところで、そうすると人口密集地はある程度そういうことでカバーできると思いますが、御嵩町もそんなことを言っちゃあれなんですけれども、山間部だけとは限りません。西部には平野部が広がっているわけですが、そういうところをぜひとも、これはというところでうまく利用して、何か公共の施設で、例えば表からも入れる、中からも入れるというようなトイレをつくっていくとか、何か工夫していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それじゃあ、私の質問は終わらせていただきます。

**議長（谷口鈴男君）**

以上で、通告のありました町政一般に対する質問は終了いたしました。

---

### **散会の宣告**

**議長（谷口鈴男君）**

これをもって、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の本議会は12月16日の午前9時より開会をいたしますので、よろしくお願いします。

この後、2時30分から全員協議会を開催いたしますので、第1委員会室にお集まりください。

これにて散会をいたします。御苦労さまでした。

午後2時15分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員